市民の声

令和3年度 広聴年報

さいたま市 市長公室 秘書広報部 (広聴課)

目 次

7 科	戏要 ····································	ı
(1)	広聴の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 /	広聴事業一覧 ······	2
3 (固別広聴	4
(1)	わたしの提案 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2)	陳情・要望等 ····································	34
4	集団広聴	35
(1)	タウンミーティング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
5 1	周査広聴	38
(1)	市民意識調査(郵送法)	38
(2)	インターネット市民意識調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
6 f	主民相談	47
(1)	令和3年度実施状況· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	47
7 /	ペブリック・コメント	48
(1)	年度別実績 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	48
(2)	令和3年度実績 ······	48
(3)	パブリック・コメント制度の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
8 =	コールセンター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
(1)	受付件数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	51
(2)	令和3年度サービス指標	54
(3)	令和3年度利用者満足度調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55

9 市	民の声モニター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
(1)	市民の声モニターのイメージ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
(2)	市民の声モニター登録者数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
10 子	どもの提案 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
(1)	令和3年度子どもの提案制度 募集テーマ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
(2)	主な提案概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
参:	考資料	
0	さいたま市長への提案制度要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
0	市長への提案制度「わたしの提案」処理要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
0	さいたま市市民の声取扱要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
0	さいたま市タウンミーティング運営要領	76
0	さいたま市パブリック・コメント制度要綱	78
0	市民の声モニター制度要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
Ω	子どもの提案制度要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86

注) 本書における比率は小数点第2位を四捨五入して算出していますので、比率の合計が 100.0%にならないことがあります。

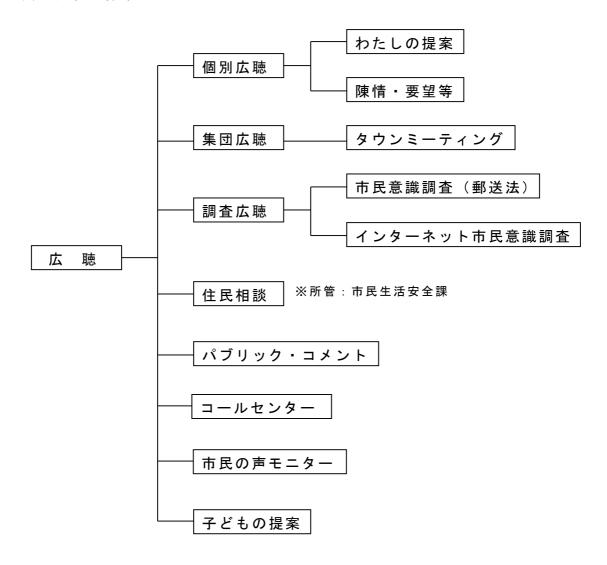
1 概要

本市は、「市民一人ひとりがしあわせを実感できる都市」を目指して、広く市民の声を聴き、市政への反映を図るために、わたしの提案、タウンミーティング、市民意識調査、パブリック・コメントなど各種広聴事業を行っています。

平成 22 年 4 月からは、多様化する市民ニーズや各所管に寄せられる市民の声を集約するため広聴課を設置し、更なる広聴事業の充実を図っています。

また、平成 25 年 4 月からは、様々な手段で寄せられた市民の声を一元的に集約し、市政運営に反映することを目的として、「市民の声データベースシステム」を運用しています。

(1) 広聴の体系



2 広聴事業一覧

事業名	内 容
わたしの提案	市民から市政に対する建設的な提案を寄せていただき、市政運営への反映と、市民参加意識の促進を図ることを目的として、市長への提案制度「わたしの提案」を実施しています。 市役所・区役所、その他公共施設、市内各駅等、271か所(令和3年度末現在)に設置した専用封筒や、FAX、「市民の声Web」により提案を受け付けています。受け付けた提案は担当する部課において対応し、市長が提案内容と対応結果を確認します。また、原則として、寄せられた提案の受付から回答までの進捗状況、及び提案の概要と回答を市ホームページ上で公表しています。
陳情・要望等	市政に関する意見、要望等について、各団体等から文書により陳情書や要望書として、各所管に提出されたものです。 受付から回答までの進捗状況と、その内容について、市ホームページ上で公表しています。
タウンミーティング	市民と市の信頼関係の構築と、市民の声の市政への反映を目的として、市民と市長が直接対話をする「タウンミーティング」を、全10区で実施しています。
市民意識調査(郵送法)	市政全般にわたる市民の満足度や要望を把握する手法として、無作為に抽出した市内在住者 5,000 人及び市内在勤者 2,000 人を対象にアンケート調査を毎年実施しています。
インターネット市民意識調査	迅速に市民意識を把握することにより、重要施策や緊急課題に市民意識を反映させることを目的に、市内在住者 1,000 人を対象に、インターネット市民意識調査を実施しています。

事業名	内 容
住民相談 ※所管:市民生活安全課	市民の種々の困りごとなどに対して、各種の相談窓口 を設けるなど個々のケースに即した適切なアドバイス や回答に努め、市民生活の安定に寄与しています。
パブリック・コメント	市の基本的な政策等の策定にあたり、当該政策等の形成過程の情報を公表し、その公表した情報に関して提出された市民の意見及び意見に対する市の考え方を公表することにより、市民等の意見を市の政策等に反映させる制度として実施しています。
コールセンター	市の行政サービスや手続、施設案内やイベント情報など様々な問合せを、電話、電子メール、FAXで受け付けています。 受付時間については、電話は午前8時から午後9時まで、電子メール、FAXは24時間、いずれも年中無休です。 また、市民から問合せが多い質問とその回答を、市ホームページ上で「よくある質問」として公開しています。
市民の声モニター	市民意識調査の対象者 5,000 人を含め、広く市民から モニターを募集し、ご登録いただいた方に、タウンミー ティング、審議会、委員会、シンポジウム、ワークショ ップ、講演会及び講座などの「市民の声」を聴く事業へ の参加を通じて、市に意見を寄せていただく制度です。 無作為抽出の手法を取り入れ、多くの潜在的な市民の 意向を把握して事業に生かすため、平成 27 年度から実 施しています。
子どもの提案	未来を担う子どもたちからの提案を市政に反映する ため、市のまちづくりに関する提案を聴く機会として 「子どもの提案」を平成28年度から実施しています。 令和3年度は市立中学校及び私立中学校に通う中学 生から提案を募集しました。

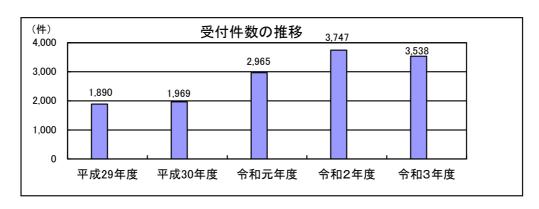
3 個別広聴

(1) わたしの提案

① 受付件数(提出通数)

令和3年度の受付件数は3,538件で、前年度に比べ209件(5.6%)減少しています。

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受付件数	1, 890	1, 969	2, 965	3, 747	3, 538

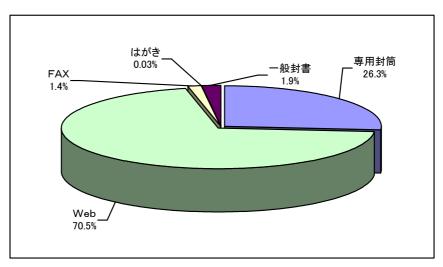


② 提出手段別受付件数

令和3年度の提出手段別受付件数は、Web(市ホームページ専用フォームからの投稿)が2,493件(70.5%)と最も多く、次いで専用封筒が930件(26.3%)となっています。

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
専用封筒	1, 037	1, 038	1, 288	1, 323	930
Web	794	905	1, 572	2, 284	2, 493
FAX	40	8	93	44	48
はがき	1	2	2	2	1
一般封書	18	16	10	94	66
合 計	1, 890	1, 969	2, 965	3, 747	3, 538

令和3年度 提出手段別受付件数の割合



③ 年代別受付件数

令和3年度の年代別受付件数では、40歳以上が383件(10.8%)と最も多く、次いで50歳代が291件(8.2%)となっています。

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
10歳未満	1	0	6	7	3
10歳代	23	21	28	35	28
20歳代	55	75	104	96	86
30歳代	160	180	208	265	246
40歳代	217	212	242	353	383
50歳代	157	159	247	248	291
60歳代	154	161	146	259	222
70歳以上	184	277	423	529	252
不 明	939	884	1, 561	1, 955	2, 027
合 計	1, 890	1, 969	2, 965	3, 747	3, 538

10歳代 20歳代 2.4% _30歳代 0.8% 10歳未満 40歳代 7.0% 10.8% 50歳代 8.2% 60歳代 6.3% 70歳以上 不明 7.1% 57.3%

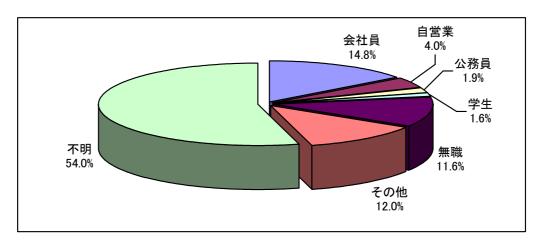
令和3年度 年代別受付件数の割合

④ 職種別受付件数

令和3年度の職種別受付件数は、会社員が525件 (14.8%)、その他が426件 (12.0%) の順に多くなっています。

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
会社員	358	344	459	564	525
自営業	78	95	165	162	142
公務員	48	70	70	89	67
学 生	33	24	60	60	56
無職	296	363	444	506	410
その他	169	229	237	400	426
不 明	908	844	1, 530	1, 966	1, 912
合 計	1, 890	1, 969	2, 965	3, 747	3, 538

令和3年度 職種別受付件数の割合

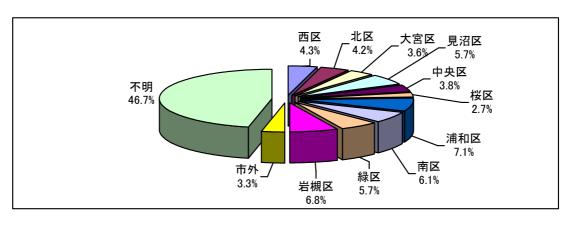


⑤ 居住区別受付件数

令和3年度の居住区別受付件数は、浦和区が250件(7.1%)と最も多く、続いて岩槻区が242件(6.8%)の順となっています。

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
西区	58	57	76	156	152
北区	85	218	379	444	147
大宮区	105	80	96	151	127
見沼区	127	125	174	231	202
中央区	119	72	141	197	135
桜区	50	42	60	91	96
浦和区	141	173	157	251	250
南区	164	156	205	254	216
緑区	211	192	286	305	203
岩槻区	107	122	161	235	242
市外	106	155	304	173	117
不 明	617	577	926	1, 259	1, 651
合 計	1, 890	1, 969	2, 965	3, 747	3, 538

令和3年度 居住区別受付件数の割合



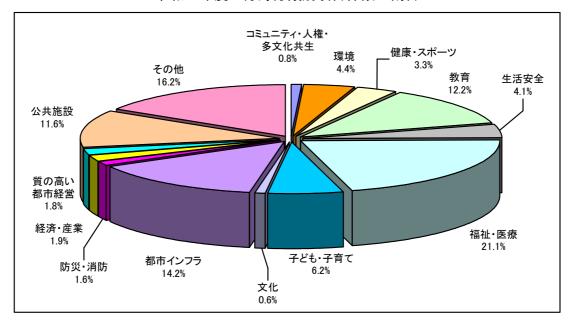
⑥ 分野分類別項目件数

令和3年度は、3,538件の「わたしの提案」が寄せられ、5,033項目の提案がありました。 この5,033項目の提案を分野分類別にみると、「地域医療」が549件(10.9%)と最も多く、続い て「公共交通・道路」が547件(10.9%)、「学校教育」が526件(10.5%)の順となっています。

	分野	分類	合計	割合
	コミュニティ	地域活動	18	0. 4%
1	• 人権	人権尊重	9	0. 2%
'	· ·	多文化共生等	2	0.0%
	多文化共生	その他	9	0. 2%
		地球温暖化対策	30	0.6%
2	環境	ごみ処理	101	2.0%
_	垛 塊	生活環境•自然環境	16	0.3%
		その他	73	1.5%
	健康	健康づくり	27	0. 5%
3	•	スポーツ	135	2. 7%
	スホ [°] ーツ	その他	4	0. 1%
		学校教育	526	10. 5%
4	教育	生涯学習	39	0.8%
		その他	51	1.0%
		事故·防犯	133	2. 6%
5	生活安全	消費者	5	0. 1%
5		生活衛生•食品	24	0. 5%
		その他	43	0. 9%
		高齢者福祉	59	1. 2%
6	福祉	障害者福祉	49	1.0%
6	• 医療	地域医療	549	10. 9%
		その他	407	8. 1%
	子ども	子育て支援	280	5. 6%
7	・ ス 会 ア	青少年	30	0.6%
		その他	1	0.0%
8	文化	文化芸術·歷史	30	0.6%
0	文化	その他	0	0%
		都市基盤·広域交通網	71	1.4%
		都市景観	10	0. 2%
9	都市インフラ	公共交通·道路	547	10. 9%
		上下水道	33	0. 7%
		その他	55	1. 1%

	分野	分類	合計	割合
	防災	防災·治水	57	1. 1%
10	•	消防·救急	22	0. 4%
	消防	その他	1	0.0%
		産業	45	0. 9%
11	経済	観光	26	0. 5%
''	産業	農業	2	0.0%
		その他	22	0. 4%
		広報·広聴機能	63	1.3%
	55 - 4	ICT	5	0. 1%
12	質の高い 都市経営	シティセールス	5	0. 1%
	祖 1111年日	健全財政	12	0. 2%
		その他	8	0. 2%
	公共施設	公園	185	3. 7%
		スポーツ施設	12	0. 2%
		図書館	59	1. 2%
13		公民館	73	1.5%
13		コミュニティ施設	26	0. 5%
		文化施設	23	0. 5%
		市·区庁舎	134	2. 7%
		その他	70	1.4%
		職員対応	139	2. 8%
		職員給与・職員数・採用	24	0. 5%
		戸籍·住民票·税金·保険·年金	76	1. 5%
14	その他	議会•議員	19	0. 4%
		選挙	16	0. 3%
		お礼	11	0. 2%
		その他	532	10. 6%
		슴 計	5,033	100%

令和3年度 分野分類別項目件数の割合



⑦ 市政への反映状況

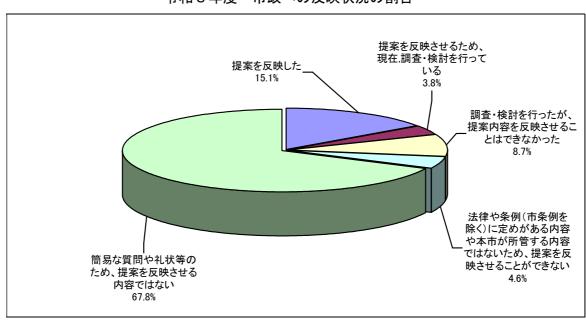
令和3年度に寄せられた「わたしの提案」3,538件の中には、5,033項目の提 案がありました。

この5,033項目の提案のうち、762件(15.1%)について、提案の一部または 全部を市政に反映しました。

(令和4年7月1日現在)

内 容	令和3年度	
M 谷	項目件数	割合
提案を反映した	762	15. 1%
提案を反映させるため、現在、調査・検討を行って いる	190	3. 8%
調査・検討を行ったが、提案内容を反映させること はできなかった	436	8. 7%
法律や条例(市条例を除く)に定めがある内容や本 市が所管する内容ではないため、提案を反映させる ことができない	234	4. 6%
簡易な質問や礼状等のため、提案を反映させる内容 ではない	3, 411	67. 8%
合 計	5, 033	100%

令和3年度 市政への反映状況の割合



⑧ 主な反映事例

• 市長公室

タイトル	提案要旨	反映状況内容
市ホームページにつ	さいたま市は、ホー	はじめに、市ホームページでご不便をお
いて	ムページの構造がと	掛けしましたことをおわび申し上げます。
	ても分かりにくく、必	ご提案いただきました情報の探しやすさ
	要な情報を探しにくい	については、本市としましても改善すべき
	です。また、字も細く	点があると考えており、現在、情報の整理
	て小さく、読みにくい	などを進めているところです。今後も、いた
	ため改善してほしい	だいたご意見も踏まえ、更に改善を進めて
	です。	まいります。
		なお、文字の視認性につきましては、ペ
		一ジ上部に配置しているアクセシビリティ
		ツールにより、文字の拡大等が可能となっ
		ておりますので、ご利用ください。
さいたま市長への提	市長は「わたしの	「わたしの提案」としていただきました
案制度「わたしの提	提案」を読んでいるの	ご提案は担当する部署において対応し、
案」について	でしょうか。	できる限り市政への反映に努めるととも
		に、直接担当課が回答した場合も含め、
		市長は全ての案件について目を通させて
		いただき、市政運営の参考とさせていただ
		いております。

• 都市戦略本部

タイトル	提案要旨	反映状況内容
端末付近での蓋	事務机の上で、蓋の	原則机上での飲食をしないように、それが
のないコップの	ない紙コップを使用す	スペースの問題で困難な場合は蓋付きの容
使用について	ることはパソコンの端	器を使用するように周知しております。職員
	末事故につながるた	向けの研修や全庁掲示板での周知、過去に
	め、注意してほしいで	端末事故が起きた課所に対して現地調査を
	す。	実施するなどして、引き続き呼び掛けてまい
		ります。
マイナンバーカ	マイナンバーカード	マイナンバーカードの普及促進につきまし
ードの普及促進	が普及しない一因は、	て、様々なご意見があることは認識しており
について	申請時に写真の持参	ます。そのため、マイナンバーカードの普及
	が必要であるからだと	促進に関する取組として、令和3年度から市
	思います。運転免許証	内の駅や商業施設など10か所において「マ
	のようにその場で写真	イナンバーカードの申請サポート」を延べ100
	を撮ることができれば、	日間実施いたします。この出張申請サポート
	普及が進むのではない	は、マイナンバーカードの申請に必要な顔写
	でしょうか。また、カード	真の無料撮影やカードの申請に関するサポ
	の有用性をアピールす	ートなどを行うものであり、令和2年度に実
	ることも必要だと思いま	施したところ、多くの方にご利用いただいた
	す。	ことから、令和3年度も実施するものです。
		また、マイナンバーカードのメリットを広く
		周知するため、令和3年9月「市報さいたま」
		の配布と併せて、出張申請サポート実施及
		びマイナンバーカード有用性を周知するパン
		フレットを配布させていただきました。なお、
		本事業の内容につきましては、市ホームペ
		ージでも周知しております。

総務局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
台風上陸のおそ	台風の被害防止の	本市では、強力な台風の接近が予想さ
れがある際の呼	ために、台風が上陸す	れ、危険性が高まった場合には、事前に自
び掛けについて	る直前に防災無線やメ	主避難のために避難所を開設することとして
	ールで避難への備えや	おり、「令和元年東日本台風」の際には、防
	対策を呼び掛けるよう	災行政無線や「防災行政無線メール」を活用
	にしてほしいです。	し、避難所の開設予定について周知を行い
		ました。
		また、台風や大雨の影響により被害が見
		込まれるような場合には、市ホームページや
		テレビ埼玉データ放送等の広報手段やツイ
		ッター、フェイスブック等のSNSを通じて、避
		難への備えや対策に係る注意事項につい
		て、周知をしております。
		このように、本市においては、災害の規模
		を勘案し、防災無線やメール等を活用し、防
		災啓発活動を実施しており、今後も本取組を
		継続していくことを予定しております。

• 財政局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
区役所休日開庁	区役所の休日開庁	区役所では、毎週土・日曜日に新型コロ
日における駐車	日に来庁した際に、駐	ナウイルスワクチン集団接種を実施してお
場一般開放の制	車場が満車で車を止め	り、予約時刻に確実にお越しいただけるよう
限について	ることができませんでし	専用の駐車区画を設定しております。いただ
	た。改善すべきだと思	いたご提案を受け、ワクチン専用駐車区画
	います。	に余裕がある場合は、休日窓口の来庁者も
		駐車できるよう調整させていただきました。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
ふるさと納税の	はじめに、ふるさと納	はじめに、返礼品についてですが、現在、
返礼品追加につ	税の返礼品について、	10万円の寄附のほか、2万円の寄附でも「浦
いて	もう少し幅広い金額で	和レッズ」グッズを贈呈しておりますが、実績
	拡充してはいかがでし	等を踏まえて拡充を検討してまいります。
	ょうか。	また、返礼品の内容についてですが、現
	また、返礼品の内容	在の「浦和レッズ」や「大宮アルディージャ」
	についても「浦和レッ	のグッズに加え、体験型の返礼品について
	ズ」、「大宮アルディー	も検討しております。いただいたご提案を参
	ジャ」の観戦チケットや	考に魅力のある返礼品を登録してまいりま
	グッズ購入に使用でき	す。
	る商品券などを追加し	最後に広報についてですが、現在も「浦和
	てはいかがでしょうか。	レッズ」の試合が開催される際にさいたま市
	最後に、ふるさと納	「ふるさと応援寄附」に関する広報を行って
	税の広報を「埼玉スタ	おります。引き続き、効果的な広報の在り方
	ジアム2〇〇2」や埼玉	を検討してまいります。
	高速鉄道の駅で、行っ	
	てはいかがでしょうか。	
証明書発行手数	区役所・支所・市民	窓口で各種証明書を発行した際の手数料
料のキャッシュレ	の窓口で各種証明書を	支払につきましては、令和3年6月より、大
ス化推進につい	発行した際の手数料支	宮区役所区民課窓口及び北部市税事務所
て	払について、キャッシュ	の市税の総合窓口において、住民票や税証
	レス化を進めてほしい	明書などを発行した際の手数料支払につい
	です。	て、クレジットカード、電子マネー及び二次元
		コードを用いた決済方法を試行導入したとこ
		ろです。ご提案いただきました区役所、支
		所、市民の窓口での実施につきましては、大
		宮区役所や北部市税事務所での利用実績
		などを踏まえ、住民サービスの更なる向上の
		観点から、順次導入を検討してまいりたいと
		考えております。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
「高速鉄道東京	「高速鉄道東京7号	さいたま市「ふるさと応援」寄附の使いみ
7号線」の延伸	線」の延伸の最大の課	ちの一つとして、「高速鉄道東京7号線整備
のための財源確	題は、財源の確保なの	基金」の項目を既に設定しております。ま
保について	で、ふるさと納税のメニ	た、本市「ふるさと応援」寄附のPRは、「埼
	ューにするべきだと思	玉スタジアム2〇〇2」でも年に1回程度行っ
	います。また、「埼玉ス	ております。
	タジアム2〇〇2」でも	
	PRをしていくべきだと	
	思います。	
キャッシュレス決	キャッシュレスを目	スマートフォンアプリを利用したキャッシュ
済について	指すなら、「PayPay」で	レス決済については、既に「ファミペイ」の「F
	の支払などをもっと充	amiPay請求書支払いサービス」を導入して
	実してから促進した方	いるところですが、令和3年8月から新たに
	が良いのではないでし	「PayPay」「auPAY」「LINE Pay」「PayB」
	ょうか。	「楽天銀行コンビニ支払サービス」の導入を
		予定しております。
		対象税目は、市県民税(普通徴収)、固定
		資産税·都市計画税、固定資産税(償却資
		産)、軽自動車税(種別割)となります。

• 市民局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
市民手帳のカラ	毎年楽しみに市民手	本市誕生20周年を記念して、令和2年発
ーバリエーション	帳を購入しております。	売分から市民手帳の色彩を変更いたしまし
について	令和3年、4年と同	た。市民手帳の作成に当たっては、市ホー
	色なのですが、赤やオ	ムページにおいてアンケート調査を実施する
	レンジの色がありまし	等、市民手帳をご利用されている方等のご
	たらうれしいです。	意見を参考にさせていただいております。い
		ただいたご意見につきましても、今後の参考
		とさせていただき、魅力ある市民手帳となる
		よう、努めてまいります。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
居場所やコミュ	LGBTQ、セクシュア	本市では、「さいたま市総合振興計画」・
ニティを作ること	ル・マイノリティなど性	「人権教育及び人権啓発推進さいたま市基
について	的少数者が集まること	本計画」・「第4次さいたま市男女共同参画
	のできる居場所やコミ	のまちづくりプラン」において、高齢者、障
	ュニティを作ってくださ	害、性別、性自認·性的指向、国籍、人種等
	い。	を理由とする差別を解消し、誰もが安心して
		暮らすことのできる環境の整備に取り組むこ
		とを目標の一つに掲げ、様々な取組を実施
		しているところです。
		性的少数者の方々への支援としまして
		は、性の多様性への理解を深める講座を実
		施するとともに、「さいたま市男女共同参画
		推進センター公募型共催事業」として、団体
		の方と協働で事業を実施しております。今後
		も、このような取組を重ねていくことで、誰も
		が安心・安全に暮らせるさいたま市を目指し
		てまいります。
香害の周知につ	香害被害についての	本市では、市ホームページの掲載やチラ
いて	手紙をさいたま市内の	シの配布などを通じ周知に努めており、ま
	小、中学校及び高校に	た、令和3年4月にはFMラジオを通じて市民
	配布してほしいです。	の皆様にご理解とご協力をお願いしていると
		ころです。ご提案の学校を含めた職員等へ
		の周知等につきましても、今後取り組んでい
		きたいと考えております。

・ スポーツ文化局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
「浦和駒場体育	「浦和駒場体育館」	「さいたまブロンコス」の会場調整に当たっ
館」の利用につ	の弓道場を利用してい	ては、大規模スポーツ大会・イベントの開催
いて	ますが、令和4年度か	枠を減らし、試合枠を確保することで、市民
	ら「さいたまブロンコス」	の皆様が利用する機会の減少が最小限とな
	の試合がある金曜日、	るよう配慮をさせていただきました。しかしな
	土曜日、日曜日は全館	がら結果として、休日を中心に体育館を利用
	使用不可と聞きまし	されている方の利用の機会が失われてしま
	た。全館使用不可にす	ったことをおわび申し上げます。
	るのであれば、弓道場	今回、いただきましたご意見については、
	を新設してほしいです。	「さいたまブロンコス」にも共有させていただ
		き、弓道場を一般開放できるようにいたしま
		した。
「新堤ふれあい	「新堤ふれあい広	「新堤ふれあい広場」ついては、平成30年
広場」における	場」に設置されたフェン	度に注意喚起の貼り紙を掲示するとともに、
利用者マナーに	スに向けてボールを蹴	フェンスの前にオレンジのネットを設置してい
ついて	る利用者がおり、騒音	ました。設置から2年以上が経ち、利用者へ
	やボールが飛び出す	の注意喚起の浸透が見られたことや、設置
	危険が生じるため、フェ	してあるネットの老朽化の状態を踏まえ撤去
	ンスの手前にオレンジ	いたしましたが、利用者マナーが悪化してい
	ネットを設置してほしい	る状況であるため、再度ネット等を設置いた
	です。	しました。当広場は、子どもから高齢者まで
		気軽にスポーツなどを楽しむことができる場
		所として市が整備し、管理運営を地元住民
		の方で構成する管理運営団体に担っていた
		だいている広場です。地元住民の皆様のご
		理解を得られながら広場の運営ができるよ
		う、今後とも管理運営団体と対応を検討して
		まいります。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
スポーツ公共施	スポーツ公共施設の	「さいたま市公共施設予約システム」で
設の利用者登録	利用者登録において、	は、全ての施設において、利用者登録の有
について	2年間1度も利用せず	効期限は、最後に抽選・予約申込みを行っ
	「期限切れ」となった場	た日から2年後としており、市民保養施設を
	合、登録の手続を行っ	除き、期限延長は利用者登録カードの交付
	た施設に直接行き、解	を受けた施設の窓口で手続を行っていただく
	除手続をするしかあり	ようお願いしております。しかしながら、利用
	ません。どの施設でも	者様のご不便を少しでも解消できるよう、当
	期限切れの解除手続	課が所管する「浦和駒場体育館」、「大宮体
	ができるようにしてほし	育館」、「与野体育館」、「浦和西体育館」、
	いです。	「記念総合体育館」、「大宮武道館」について
		はカードの交付を受けた施設ではなくとも、
		期限延長が行えるようにいたしました。

• 保健福祉局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
車椅子使用者用	車椅子使用者用駐	一般車用の駐車スペースと明確に区別す
駐車施設の適正	車スペースに、事業用	るため、市所有の車椅子使用者用駐車施設
利用について	と思われる外部の自動	を青色に塗装する事業を順次進めておりま
	車が駐車しており、適	す。また、駐車スペースの適正な利用につい
	正な利用がされていな	て啓発用のポスター掲示、ティッシュ配布等
	いようです。	の周知活動を実施しております。
「ミライロID」の	スマートフォンで障害	令和3年12月から、「ミライロID」による手
導入について	者手帳を提示できるア	帳情報の提示によって、市立施設使用料等
	プリ「ミライロID」を導入	の減免を受けることができるよう対応する予
	してほしいです。	定です。
介護保険料支払	介護保険料の納付	介護保険料の納付方法については、現
方法の多様化に	方法は区役所及び金	在、コンビニエンスストア等での納付を可能
ついて	融機関の窓口に限られ	とする検討をしており、実現できるようにして
	ています。区役所の休	まいります。次に、区役所の休日窓口での
	日窓口や駅前の出張	納付については、平成26年までは取り扱っ
	所で支払うことができる	ておりましたが、取扱い件数等を鑑み現在
	よう検討していただきた	は取り扱っておりません。最後に、駅名の付
	いです。速やかに支払	く支所、市民の窓口での納付については、納
	方法の多様化を進める	付期限内の納付書をお持ちであれば、月曜
	べきだと思います。	日から金曜日(祝・休日、年末年始を除く)の
		8時30分から19時まで受付をしております。

・ 子ども未来局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
18歳以下の給付	18歳以下の給付金	ご提案いただきました令和3年度子育て
金について	について、10万円の一	世帯への臨時特別給付の給付方法につい
	括給付を実現していた	てですが、本市では現金給付かつ10万円全
	だきたいです。	額一括でのお支払の形となることが決定し
		ております。

環境局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
「桜環境センタ	「桜環境センター」の	現地を調査したところ、柱等に隠れ、時計
一」余熱体験施	余熱体験施設浴場に	が見えづらい状態であることを確認いたしま
設浴場への時計	時計が少ないため、	した。つきましては、近日中に両浴場内へ新
の設置について	「だいちの湯」の水風呂	たに時計を設置させていただきます。
	の前と洗い場の窓際と	
	桜の湯の窓際に時計を	
	設置していただければ	
	と思います。	
節電の呼び掛け	令和3年度も厳しい	本市では、節電の呼び掛けについて、さい
について	暑さで電力需要逼迫が	たま市「エコでスマートなライフスタイルの推
	予想されるため、換気	進」キャンペーンを実施し、省エネ・節電等エ
	をして、エアコンは28度	ネルギーを大切に使うライフスタイル・ビジネ
	設定にすることや使わ	ススタイルを推進しています。ご指摘のとお
	ない電気はこまめに消	り、夏の厳しい暑さにより電力需要が高まる
	すなど節電を呼び掛け	と予想されますので、引き続き、市職員によ
	てほしいです。	る取組推進のほか、市民・事業者に対して
		省エネ・節電等の取組を呼び掛けてまいりま
		す。

経済局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
キャッシュレス化	民間企業にも、キャ	市内事業者のキャッシュレス決済取引推
推進について	ッシュレス化推進を呼	進についてですが、コロナ禍の新しい生活様
	び掛けてほしいです。	式の定着に向けて、商店の関係者等に対
		し、顧客や消費行動の調査を踏まえ、社会
		情勢に合わせた講座等を実施いたします。
		そのほか、アンケートなどを通じて各商店
		会のニーズをつかみ、その結果を踏まえた
		デジタル技術やキャッシュレスの推進など更
		なる効果的な支援を実施してまいります。
リモートワーク推	職場において、新型	国では、ITツールの導入に係る費用補助
進について	コロナウイルス感染症	を行う「IT導入補助金」の実施を通じて、職
	対策をきちんと行な	場におけるテレワーク環境の整備や非対面
	い、リモートワークなど	型の業務形態への転換を推進しています。
	を積極的に推進できる	本市においても、上記補助金を獲得した
	ようにしてほしいです。	事業者に対し自己負担額を追加で支援する
		上乗せ補助を実施するほか、新型コロナウ
		イルス感染症に関する経営についての特別
		相談窓口を市の外郭団体である「公益財団
		法人さいたま市産業創造財団」に設置し、テ
		レワークの導入や分散勤務・時差出勤等の
		働き方改革についての相談を受け付けるな
		ど、感染症対策と企業経営を両立し、力強い
		成長を遂げようとする市内事業者の取組を
		後押しする施策を実施しております。
		引き続き、埼玉県や関係機関とも連携し、
		新型コロナウイルス感染症の影響を受ける
		中でも、経済社会の変化に対応する市内事
		業者を支援してまいります。

都市局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
「宮原1丁目南	ごみ箱があることで	今回のご提案につきまして、地元関係者
公園」のごみ箱	かえって、公園内が汚	に相談した結果、ごみ箱撤去可能となりまし
撤去について	れているのでごみ箱を	た。ごみ箱撤去に向けた周知期間を経て、
	撤去していただけない	令和4年3月31日に当該ごみ箱2基を撤去
	でしょうか。	いたしました。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
「江川土地区画	東大宮岩槻線に新	令和3年12月15日に現地を確認し、街路
整理事業」地内	たに自転車レーンがで	樹のせん定を実施いたしました。植樹桝の
の街路樹のせん	きましたが、街路樹が	除草については年2回実施しており、今後も
定・除草につい	伸びて通行の支障にな	適切な維持管理に務めてまいります。
て	っていますので、せん	
	定してほしいです。ま	
	た、草刈りの回数を増	
	やしてほしいです。	
スポーツ自転車	スポーツ自転車に乗	本市では、自転車に乗る方が気軽に立ち
用サイクルラック	っているのですが、タイ	寄り休憩ができる施設として「さいクルステー
の拡充について	ヤの幅が狭いなどの理	ション」を認定しております。認定施設には自
	由から一般的な駐輪場	転車ラックのほか、自転車工具、空気入れ
	に駐輪することが難し	(米、英、仏式に対応)の無料貸出しを行って
	いため、公共施設等に	おり、認定施設は令和3年4月28日現在、民
	スポーツ自転車用のサ	間施設26、公共施設4の合計30施設となっ
	イクルラックを設置して	ております。施設の場所は市ホームページ
	いただきたいです。	でご確認いただけます。
		今後も、いただいたご意見を踏まえなが
		ら、本認定制度の周知活動等を行い、公共
		施設、民間施設への自転車ラックの設置を
		進めてまいります。
		また、現在市営自転車等駐車場では、「さ
		いたま新都心駅東口自転車駐車場」にスポ
		一ツ自転車用ラックを28台分設置しておりま
		す。他の市営自転車等駐車場は、利用率の
		高い施設が多く、定期利用待ちが多く発生し
		ているため、スポーツ自転車用ラックを設置
		することが難しい状況です。しかしながら、今
		後施設の新規整備または大規模改修、利用
		率の低い施設においては、いただいたご意
		見を参考に、スポーツ用自転車ラックの設置
		を検討してまいります。

建設局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
U字溝及び門扉	自宅に隣接する水路	水路用地を確認し、雑草が繁茂していた
の草刈りについ	用地に雑草が生えてい	箇所を令和3年10月1日に草刈りを実施い
て	るため、草刈りをしてほ	たしました。
	しいです。	
浦和駅西口のエ	浦和駅のバス乗り場	令和3年8月18日に、ご提案のありました
レベーターの案	等にあるエレベーター	エレベーターの案内表示について、必要とさ
内板について	に、「障害がある人、お	れる方が優先して利用できるよう案内表示
	年寄りはこのエレベー	の文面を修正しました。
	ターをお使い下さい」と	
	いう表示があります	
	が、これではベビーカ	
	一の人が利用しにくい	
	ため、内容を変更して	
	ほしいです。	
大宮駅東口口一	大宮駅東口のロータ	路上での飲酒等については、新型コロナ
タリー周辺の路	リー周辺で、20時以降	ウイルス感染症の「まん延防止等重点措置」
上での飲酒等に	も路上で飲酒等をして	が本市で実施されたことに伴い、路上での
ついて	いる人がいるため対応	飲酒等が懸念される場所について、まん延
	してほしいです。	防止期間中の飲酒等はご遠慮いただく旨の
		看板を設置したところです。いただいたご提
		案をもとに、大宮駅東口周辺に同様の看板
		を設置いたしました。

• 北区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
土呂町1丁目地	土呂町1丁目地内の	ご提案を受けて、現地を確認したところ、
内の街路灯の新	通りが真っ暗で夜歩け	周辺に街路灯が少ないことから、付近の電
設について	ないので街路灯を付け	柱に街路灯を1基設置します。
	てほしいです。	
道路修繕につい	北区日進町2丁目の	現場確認を確認したところ、占用工事の
て	公道のアスファルトが	仮復旧中であることが判明したため、占用業
	破損していて危険であ	者により本復旧することとなりました。
	るため、修理していた	
	だきたいです。	

・大宮区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
「親子でわくわく	新型コロナウイルス	標記の教室につきまして、参加人数に余
食育スタンプラリ	感染症拡大防止のた	裕がありましたので、ご兄弟を連れて参加し
一」について	め、対象児童以外の参	ていただくことといたしました。
	加はできないと言われ	
	ましたが、乳児を連れ	
	ての参加を認めてほし	
	いです。	
「すこやか運動	新型コロナウイルス	ご提案いただきました「すこやか運動教
教室」について	感染症が感染拡大して	室」については、人との距離、マスクの着用
	いる最中に、人が集ま	など新型コロナウイルス感染防止対策を講
	るイベントを行わないよ	じた上で実施する予定でおりましたが、デル
	うにしてほしいので、	タ株による感染拡大の状況や実施に対する
	「すこやか運動教室」を	不安の声、施設利用時における検討すべき
	令和3年9月以降も当	内容等を総合的に勘案し、再検討した結果、
	面中止していただきた	大宮区の令和3年9月の実施は中止といた
	いです。	しました。
		同年10月以降の実施につきましては、検
		討課題を精査し、基本的感染防止対策を徹
		底できるよう改善した上で、新型コロナウイ
		ルス感染症の状況等を踏まえ、検討いたし
		ます。
歩道の除草につ	大宮駅から鉄道博	ご提案いただいた歩道の雑草につきまし
いて	物館までの道路脇の雑	て、現地の状況を確認後、契約業者に除草
	草がひどいので改善し	作業を依頼し、令和3年10月11日に作業が
	てほしいです。	完了しました。

• 見沼区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
カーブミラーの設	見通しが悪く、対向	現地調査を行い、令和3年8月28日に設
置要望について	車とのすれ違いができ	置いたしました。
	ないので、改善のため	
	にカーブミラーを設置し	
	てほしいです。	

・中央区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
中央区役所交差	中央区役所交差点	ご提案のありました交差点については、令
点における自転	がスクランブルになりま	和3年3月からスクランブル交差点となりまし
車の運転マナー	したが、自転車が平然	たが、自転車の通行について浦和西警察署
啓発について	と歩行者信号が青信号	に問い合わせたところ、自転車乗車中に交
	の時に堂々と進行して	差点を横断する際、他に横断する歩行者が
	います。「道路交通法」	いない場合は自転車の利用者は乗車した状
	違反が繰り返されてい	態で通行できるとのことでしたが、他に交差
	るので、至急対策をし	点を横断する歩行者がいる場合は降車し自
	てほしいです。	転車を押して通行しなければならないとのこ
		とでした。この回答を受け、歩行者がいる場
		合に自転車で横断する際は降車して横断す
		るように注意喚起を行うため、浦和西警察署
		と協議し、「歩行者がいる時は自転車は降り
		ましょう」と表示した電柱幕を2枚掲出いたし
		ました。

• 桜区役所

15 · · · · 15 · · · · ·		
タイトル	提案要旨	反映状況内容
道路の安全対策	さいたま市内の事故	桜区で行っている主な取組事例は以下の
について	の少ない区について調	通りです。
	べたところ、桜区の事	・年4回の街頭キャンペーン
	故数が少ないことが分	・ヒヤリハットマップの作製
	かりました。そこで、桜	・交通安全標語コンクールの開催
	区がどのような対策を	・いきいきシニア自転車運転講習会の開催
	行っているのか詳しく	・桜区公式Twitterへの動画掲載
	伺いたいです。	

• 浦和区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
側溝蓋について	道路の側溝蓋が外	令和4年3月28日に現地調査をしたとこ
	れているため、点検を	ろ、側溝蓋1枚が外れているのを確認しまし
	お願いします。	たので、その場で職員が、側溝蓋を元に戻し
		ました。

・南区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
歩道の整備につ	四谷交差点から西	ご提案いただきました箇所につきまして
いて	浦和公民館までの歩道	は、全体整備ではなくがた付きのある側溝
	ががたがたのため、整	蓋について部分的に修繕していく予定です。
	備をしていただきたい	
	です。	

• 緑区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
「井沼方公園」周	「井沼方公園」の周	職員が、現地調査をしたところ、周辺の道
辺の交通安全対	囲で駐車している車両	路に駐車している車両が数台見受けられま
策について	をよく見掛けます。電柱	した。「井沼方公園」は幼児・児童から高齢
	へのポスター掲示や、	者の皆様の憩いの場となっており、また周辺
	駐車監視員による注意	道路については駐車禁止区間でもあります
	喚起を行うなどの対策	ので、今後の対策として、周辺の電柱等を利
	をしていただきたいで	用して、注意喚起看板の設置を進めてまい
	す。	ります。
	また自転車による交	また、駐車監視員による注意喚起及び自
	通違反が多く時々身の	転車運転に対する交通違反者の取締り等に
	危険を感じます。現状	対する件につきましては、所管となります浦
	警察が取締りを行って	和東警察署交通課に、改めてご相談いただ
	いると思いますが、今	ければと思います。
	後違反者を減らすため	
	にも駐車監視員のよう	
	に自転車の交通違反	
	者取締りを外部に委託	
	することはできないの	
	でしょうか。	

タイトル	提案要旨	反映状況内容
交差点の交通安	「美園6丁目第二公	ご提案いただきました「美園6丁目第二公
全対策について	園」北側交差点は「止	園」北側交差点について、職員が現地を確
	まれ」の標識がなく、非	認いたしました。
	常に危険であるため対	車両等の規制や一時停止線「止まれ」の
	策していただきたいで	設置につきましては、所管が浦和東警察署
	す。	交通課となり、交通安全対策としての路面表
		示や注意喚起の看板設置につきましては、
		建設局南部建設事務所道路安全対策課及
		び緑区役所くらし応援室が所管となります。
		今後、関係部署が現場で協議しながら、必
		要に応じて交通安全対策を講じてまいりま
		す。
児童の交通安全	「一般国道463号」か	はじめに、「通学路標識の設置」につきま
対策について	ら「北宿通り」に抜ける	しては、児童が通学している学校では、地域
	裏道は、かなり交通量	の保護者等からの様々な要望を受け入れて
	があり、信号機のない	いるとのことから、今回の「通学路標識の設
	一本道であるため、ス	置」につきましては、要望として設置を希望さ
	ピードを出す車が多く、	れる箇所を小学校にご連絡くださいますよう
	児童が交通事故に巻き	お願い申し上げます。実際の設置までには
	込まれないか心配で	お時間をいただくことと思われますが、ご了
	す。安全対策として「通	承いただきますようお願い申し上げます。
	学路標識の設置」及び	次に、「子ども注意」の路面標示ですが、
	「子ども注意」の路面標	職員が現地を確認したところ、2か所の「子
	示の塗り直しを検討し	ども注意」の路面標示が経年劣化をしている
	ていただきたいです。	状況であり、更に、路面部分が大変傷んで
		おりました。このため、現時点で「子ども注
		意」の文字を塗り直した場合、早期に文字部
		分にひび割れ等が生じてしまい路面表示が
		劣化する可能性が懸念されます。このことか
		ら、路面標示を長期的に保全するために、
		路面の修繕と文字の塗り直しを併せて進め
		てまいりたいと考えております。なお、ご要望
		は、2か所ありますが、1か所ずつ路面と文
		字部分の修繕を行い、計2か所の路面標示
		の修繕を進めてまいります。

• 岩槻区役所

タイトル	提案要旨	反映状況内容
街路灯設置及び	「美園東2丁目第一	現地を調査し、既存の街路灯1基の光量
横断歩道の設置	公園」付近に街路灯を	を上げ、角度を調整した他、新規の街路灯1
について	増やしてほしいです。	基を設置しました。
	また、綾瀬川付近の	横断歩道の設置については、所管となり
	「美園5号線」を横切る	ます岩槻警察署にご提案内容をお伝えいた
	歩行者が多くいるた	しました。
	め、横断歩道を設置し	
	てほしいです。	

・消防局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
ドクターカーとの	事故現場に到着した	本市では、2か所の医療機関でドクターカ
連携について	救急隊員が患者に「心	一の運用がなされています。救急隊は、これ
	電図・脈拍・血圧・呼吸	らのドクターカーと連携する中で、観察から
	数」等の機器を取り付	得た傷病者情報を電話で伝達し、必要な指
	け、そのデータを「指令	示を受けつつ合流地点に向かう形で活動し
	室・ドクターカー」に送	ております。ご意見の中にある「心電図・脈
	信して医師の指示を受	拍・血圧・呼吸数」については、既に傷病者
	け応急処置を講じ、ドク	情報に含めてドクターカーと電話で共有して
	ターカーの到着や連携	いるため、近々の仕様や運用基準の見直し
	して途中で医師の適正	とはなりませんが、現行の傷病者情報の項
	な治療を受けられるも	目の他にも病態をより的確に伝えるための
	のにしなければ、ドクタ	手段があれば、導入に向け検討を進めてい
	一カーの活動・恩恵を	きたいと思います。
	受けられる患者は限定	
	的となると考えます。	

タイトル	提案要旨	反映状況内容
		現在、新中央消防署敷地北側の「赤山通
側歩道について	防署の部分だけ北側	り」で道路の工事を行っております。こちらに
関の追について	の歩道に狭くはみ出て	つきましては、周辺の交通渋滞を緩和する
	いて、その先の橋の歩	ために、消防署の敷地の一部を後退するこ
	」いて、その元の福の少 道とずれています。	
	」追とすれています。 後々、ここでの自転	とにより車道を拡幅し、右折避譲帯を設置す
		るものであり、現在歩道も含めて整備を進め
	車を巻き込む事故や、	ており、令和3年11月末の完成を予定してお
	子どもの交通事故につ	ります。ご提案いただきました北側歩道につ
	ながらないか心配で	きましては、今回の消防署建設工事におい
	す 。 	て、通行の妨げとなっていた歩道上の電柱5
		本を消防署の敷地内に移設したものです。
		また、敷地東側の「中央通り」が緊急車両の
		出入り口となることから、「中央通り」と「赤山
		通り」を結ぶ歩行者専用通路を消防署の敷
		地内に整備し、歩行者が安全に通行できる
		よう配慮しているところです。
患者の救急搬送	新型コロナウイルス	本市消防局では、30台の救急車を運用し
困難事案につい	感染症以外の患者の	ていましたが、令和3年8月18日から、予備
て	救急搬送困難事案も	車を活用した特設救急隊を編成しておりま
	生じないよう、適切な措	す。特設救急隊は主に自宅療養中の新型コ
	置、対応、対策をお願	ロナウイルス感染症の陽性者を医療機関へ
	いしたいです。	搬送する業務を担っています。特設救急隊
		が新型コロナウイルス感染症の陽性者の搬
		送を扱うことによって、通常運用している救
		急車を市民の皆様に遅れることなく提供でき
		るよう対策をしております。
		令和3年9月2日現在では3隊の特設救
		急隊を設置していますが、今後の感染拡大
		状況によっては、特設救急隊の増隊も視野
		に入れております。しかし、感染拡大の影響
		もあり、受入れ先医療機関がなかなか決ま
		らない事案があることも事実です。生命に直
		結するような緊急性が高いときは救命センタ
		一への搬送により対応はできていますが、
		緊急性は高くなくとも、入院が必要な場合な
		どは、病床の都合上、搬送までに時間を要
		することがあります。

タイトル	提案要旨	反映状況内容
緊急車両の通行	消防車や救急車は	消防車や救急車等の緊急車両には、法
に伴う市民への	急病や火災など秒単位	令で定められた前照灯、赤色警光灯、サイ
広報について	で状況が悪くなる事態	レンが設置されており、これらを適切に活用
	のため、サイレンを鳴ら	して緊急走行を行っております。また、周辺
	して走行していますが、	車両や歩行者に対しては、車載マイクスピー
	横断歩道を渡っている	カーを活用し、適切に進路確保等の広報を
	歩行者や自動車の譲り	行うことで、事故防止の徹底を図りながら安
	方が不十分と言われて	全かつ迅速な運行に努めているところです。
	います。市民には、緊	ご提案いただいたとおり、市民の皆様に
	急車両には道を譲るよ	対して緊急車両へのより一層のご理解とご
	うにしっかり呼び掛けを	協力を得られるよう、消防庁舎に設置されて
	してほしいです。	いる電光掲示板をはじめ、ラジオ等の広報
		媒体を活用した情報発信を行うとともに、引
		き続き適切な緊急車両の運行に努めてまい
		ります。
救急車へのタブ	救急車にタブレット	市内で活動する全ての救急車に、平成26
レット端末導入	端末を導入し、病院の	年3月よりタブレット型情報端末を配備して
について	空き状況が分かるよう	おり、医療機関の情報を確認し、搬送時間
	にして搬送時間短縮を	の短縮に努めているところです。タブレット型
	進めていただきたいで	情報端末には、「埼玉県救急医療情報シス
	す。	テム」という県内及び隣接都県の医療機関
		の診療科目状況や空床状況がリアルタイム
		で分かるシステムが導入されており、医療機
		関選定に活用しております。また、GPS機能
		により市内ドクターカーと位置情報を共有し
		て、重症な傷病者に対し、より早い医師によ
		る医療行為を提供しております。

• 水道局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
水の備蓄につい	災害時に備えて各家	本市では日頃より災害時に備えて、1人1
て	庭で、1人当たり1日3	日3リットル、3日分以上の飲料水の備蓄や
	リットルの水を3日分備	くみ置きをお願いしております。
	えてほしいと市役所か	なお、水道水をくみ置きする場合は日の
	ら聞きました。その際、	当たらない涼しい場所に保存しますと3日間
	水道水は3日でだめに	程度、冷蔵庫で保存する場合は1週間程
	なるとのことですが、も	度、消毒用の塩素の効果は持続されます。
	っと長く保管できる方法	また、保存期間を経過した水は掃除、洗
	はないのでしょうか。	濯や花壇の手入れにご利用をいただくようお
		願いしております。
水道の民営化に	水道の民営化に反	民営化やコンセッション方式については、
ついて	対です。さいたま市に	長期間にわたって運営権を民間企業に設定
	は県に対し水道事業を	することで、職員の技術力低下を招くととも
	民間に委託しないよう	に再度公営に戻すことが困難になるなどの
	訴えてほしいです。	懸念もありますので、現在のところ、導入は
		予定しておりません。 本市水道事業として
		は、将来、人口減少などにより事業経営が
		厳しくなる中におきましても、水道事業の品
		質やサービスなどを低下させることなく安定
		して継続できるよう、様々な経営手法につい
		て慎重に検討してまいります。
水道料金の口座	水道料金の支払に	本市の水道料金支払については、クレジ
引き落としにつ	ついて、さいたま市はク	ットカード払いでの手数料負担はありませ
いて	レジットカード払いに手	ω_{\circ}
	数料が掛かるようです	
	が、他の自治体はクレ	
	ジットカード払いも手数	
	料は掛かりません。	

• 教育委員会事務局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
小学校での冷房	新型コロナウイルス感	市立学校においては、「新型コロナウイ
使用について	染症の感染拡大防止の	ルス感染症に対応したさいたま市学校教
	ため児童は一日中マスク	育活動実施マニュアル」に基づき、学校生
	を着用していますが、熱	活においてはマスクの着用を原則としなが
	中症が懸念されるため、	らも、気温・湿度や暑さ指数が高い日には
	冷房を積極的に利用する	熱中症予防を優先しているところです。屋
	よう、小学校に対して働き	外では、人との距離を保ち、近距離での会
	掛けをしてほしいです。	話を控えるなどの感染対策を同時に行う
		ことも可能ですが、屋内では困難な場合
		があります。このため、熱中症を予防する
		目的で、換気と併せて温度管理のため、
		適切に冷房を使用するよう、学校宛に通
		知してまいります。
岸町小学校のト	岸町小学校のトイレ	本市では、より良い教育環境を確保す
イレ改修につい	は、洋式便器が少なく、	る観点から、トイレの清潔な環境維持が重
て	古くて劣悪な状態である	要であると認識しております。そのため、
	ため、早急に対応してほ	給排水管の更新や便器洋式化といった改
	しいです。	修工事を順次実施しており、最終的には
		令和7年度までに市立小・中学校のトイレ
		洋式化率を90パーセントにすることを目標
		としております。岸町小学校につきまして
		も、改修に向けて費用面を含めた具体的
		な検討を行っている段階です。
公民館での換気	新型コロナウイルス感	公民館での新型コロナウイルス感染症
について	染症の感染拡大防止に	感染拡大防止策として、利用団体には適
	よる換気のため、公民館	宜換気をするよう周知しておりますが、近
	から大きな音が漏れてい	隣住民にご迷惑をお掛けしないよう窓を閉
	ることがあります。近隣住	めての活動を基本とし、換気中は活動を
	民に配慮した対応をして	一時中断するよう、職員及び利用団体に
	いただきたいです。	周知いたします。

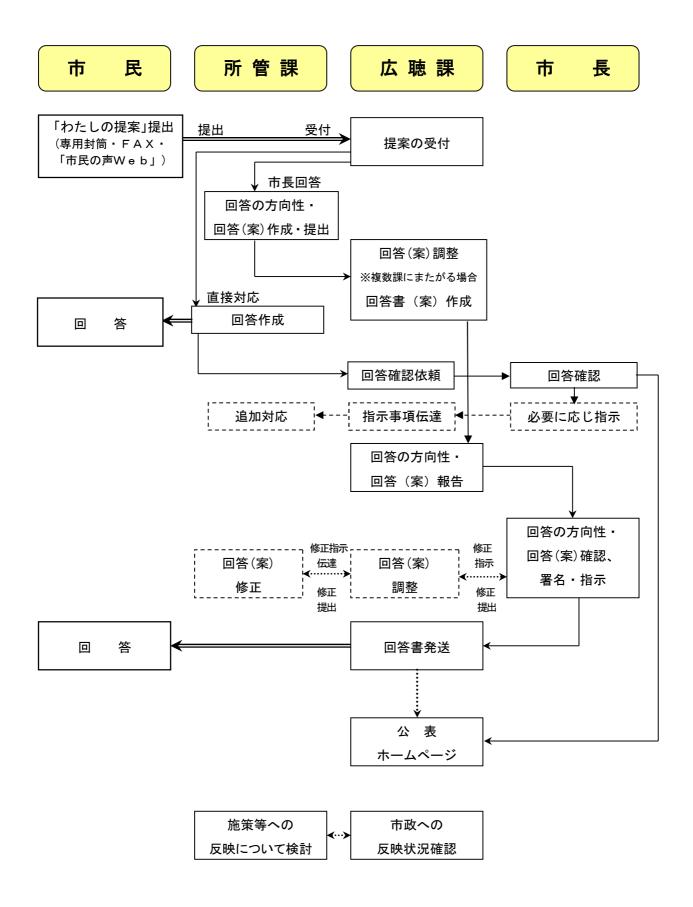
• 選挙管理委員会事務局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
有権者が投票し	当日投票に行けない	本市では、平成19年から、各区役所の
やすくする工夫	人のために、大型商業施	期日前投票所のほかに、公共施設へ臨時
について	設や大学、病院など有権	期日前投票所を設置し、全10区で各区2
	者が集まりやすい場所に	か所体制としております。更に、平成28年
	期日前投票所を設置する	の参議院議員通常選挙から、商業施設や
	などの工夫をして、有権	公共施設への臨時期日前投票所の設置
	者が投票しやすくしてほ	を順次進め、令和3年10月22日現在、各
	しいです。	区3か所体制としております。
		ご提案いただいた商業施設での設置に
		ついては、イオンモール与野、イオンモー
		ル浦和美園、浦和パルコ10階にある浦和
		コミュニティセンターにおいて設置しており
		ます。

· 人事委員会事務局

タイトル	提案要旨	反映状況内容
公平な能力実証	職員の採用について、	職員採用試験・選考の内容や日時・会
等について	障害者その他のマイノリ	場等については、受験案内のほか、市ホ
	ティへ多種多様な合理的	―ムペ―ジや通知により適宜周知しており
	配慮をしてほしいです。	ます。また、受験に当たり個別に配慮が必
		要な事項がある場合には、試験・選考申
		込み時に必要事項を記入いただき、内容
		を確認した上で可能な限りの対応を行って
		おります。今後も、必要な情報を分かりや
		すく提供するとともに、可能な限り受験者
		一人ひとりの配慮に努めてまいります。
「さいたま市職員	令和3年度の「さいたま	公務員の業務範囲について分からない
採用案内」につ	市職員採用案内」につい	人向けに少しでもイメージしやすくするた
いて	て、公務員の業務範囲が	めに体系的に作成したものでありますが、
	曖昧で分かりにくいです。	令和4年度も同内容を掲載する際には、
		注釈を付けるなど誤解のない表記に努め
		ます。

⑨ 市長への提案制度「わたしの提案」における、「市民の声」の流れ



(2) 陳情・要望等

市政に対する陳情・要望等は、その業務の担当所管で受け付け対応します。

- ① 令和3年度受理件数(令和4年7月1日現在)・・・・・ 231件
- ② 令和3年度局別受理件数

(令和4年7月1日現在)

局	件数	局	件数
市長公室	2	中央区役所	1
都市戦略本部	5	桜区役所	1
総務局	4	浦和区役所	0
財政局	11	南区役所	1
市民局	0	緑区役所	0
スポーツ文化局	1	岩槻区役所	0
保健福祉局	33	消防局	1
子ども未来局	7	出納室	2
環境局	3	水道局	12
経済局	21	議会局	0
都市局	24	教育委員会事務局	13
建設局	27	選挙管理委員会事務局	0
西区役所	49	人事委員会事務局	0
北区役所	0	監査事務局	1
大宮区役所	0	農業委員会事務局	0
見沼区役所	12	合 計	231

③ 過去の受理件数

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受付件数	226	229	255	346

※各年度 翌年7月1日現在

4 集団広聴

(1) タウンミーティング

市民と市の信頼関係の構築と、市民の声の市政への反映を目的として、市民と市長が直接対話するタウンミーティングを平成21年度から実施しています。

令和3年度実施状況

テ ー マ 将来を見据え、さいたま市のまちづくりや市役所移転について 考えよう

テーマ所管課 都市経営戦略部

実施日	時間	開催区	場所	参加者	
令和3年10月23日	10:00~11:30	緑区	プラザイースト	14	
17年10月20日	10.00 - 11.00	林区	2階 多目的ルーム	14	
令和3年10月23日	15:00~16:30	桜区	プラザウエスト	11	
予和3年10月23日	15.00~10.30	仮に	2階 多目的ルーム	"	
△和○左10 日 00 日	10:20 20:00	= G	武蔵浦和コミュニティセンター	15	
令和3年10月26日	18:30~20:00	南区	9階 多目的ホール	15	
A10 0 7 10 0 00 0	10.00 00.00	+	大宮区役所	15	
令和3年10月28日 	18:30~20:00	大宮区	6階 601・602会議室	15	
A10 0 7 10 0 00 0	14.00 15.00		馬宮コミュニティセンター	1.4	
令和3年10月30日	14:00~15:30	西区	3階 第2・3・4会議室	14	
A T = 0 T = 11 T = 0 T	10.00 00.00		与野本町コミュニティセンター	4.0	
令和3年11月2日	18:30~20:00	中央区	多目的ルーム(大)	12	
A T = 0 T = 11 T = 0 T	10.00 00.00	\±1	浦和コミュニティセンター	4.5	
令和3年11月8日	18:30~20:00	浦和区	9階 第15集会室	15	
A 7- 0 - 11 - D 0 - D	10:00 00:00		岩槻駅東口コミュニティセンター	4.4	
令和3年11月9日	18:30~20:00	岩槻区	4階 多目的ルームA・B	14	
A 5	10 00 11 00		見沼区役所	4-7	
令和3年11月13日	10:00~11:30	見沼区	2階 大会議室	17	
A = = = 10 =	11.00 17.55		宮原コミュニティセンター		
令和3年11月13日	14:00~15:30	北区	1階 多目的ホール	15	
	<u> </u>	· 合 計		142	
		н п		172	

• 項目別件数

傍聴者を除いた参加者 135 名から 354 件の意見等をいただきました。

テーマ所管課で対応の意見 319件

テーマ所管課以外で対応の意見 35件

テーマ所管課で対応の意見

項目	1	主な内容
	市役所移転 (51件)	合併時の約束は守るべきで、移転を進めてほしい 移転により利便性が向上する 災害等の拠点となる場所としてふさわしい 移転候補地に疑問、他の場所がよい 移転するメリット等をわかりやすく説明してほしい コロナ禍での整備検討は疑問
新庁舎整備	新庁舎整備 (145件)	市の発展を牽引する、シンボルとなる庁舎がよい D X に対応した庁舎がよい S D G s、環境に配慮した持続可能な庁舎がよい 高齢者や障害者等に配慮したバリアフリーな庁舎がよい 防災拠点となる庁舎にしてほしい 市民に親しまれ、市民が集える場所となるようにしてほしい 機能性を確保した最小限な庁舎にしてほしい 商業エリア、テナント等を併設してほしい
に 関 す	現庁舎地利活用 (71件)	浦和駅周辺のまちづくりと一体となったものにしてほしい 市内外から人を呼び込むようなところにしてほしい 美術館、劇場、ホール等がよい 教育施設(大学含む)、研究施設等がよい 市民の活動場所がよい 災害時に活用できるスペース等があるとよい
	新庁舎整備 ・現庁舎地利活用 (6件)	図書館やホールが併設されているとよい 民間を入れて収益が上がるようにしたほうがよい 相談しやすい環境や、子どもも楽しめるような環境になるとよい など
	全般(市役所の イメージ等) (43件)	市役所は敷居が高い 市役所は殺風景で怖いイメージ 市役所はなじみがない 市役所で何をしているのかもっと発信してほしい 市役所はブレイン機能を担っていると思う 区役所を充実させてほしい
都市	「経営等に関すること (3件)	市長は移転予定の10年後も職を続けるのか まちづくりの全体感が見えない、市のイメージをしっかりプランニング してほしい 新しいまちづくりは、一人ひとりの人間性を高めていくことが大切

テーマ所管課以外で対応の意見

分類1 (牛)	(割合)	分類2 (件	(割合)	意見項目	(件)
環境			地球温暖化 <mark>対策</mark>		今後電気自動車の割合が増えると思うがどう考えるか	1
	8	(22.9%)	* 2	(5.7%)	スマート都市づくりを進めてほしい	1
			ごみ処理		道端のごみが減った	1
			, i	(2.9%)		
			生活環境・自然環	境	自然を残してほしい	5
			F 5	(14.3%)		
健康・スポー	<u>-ツ</u>		健康づくり		健康維持・健康寿命延伸の取組を発展させてほしい	1
	2	(5.7%)	* 1	(2.9%)		
			スポーツ		大規模スポーツイベントの誘致に賛成	1
			* 1	(2.9%)		
教育			学校教育		高校(県立)の入学制度に疑問	1
	1	(2.9%)	" 1	(2.9%)		
福祉・医療			障害者福祉		障害関連の手続をどの区役所でも対応できるようにしてほしい	1
	3	(8.6%)	* 1	(2.9%)		
			地域医療		HPVワクチンを受けやすい環境づくりに取り組んでほしい	1
			* 2	(5.7%)	感染症への感染等が不安	1
子ども・子育	て		子育て支援		一時保育を改善してほしい	1
	2	(5.7%)	2	(5.7%)	公共施設をつくる際には、託児所などを併設するとよい	1
都市インフラ	,		都市基盤·広域交	通網	まちづくりを充実させてほしい	2
	14	(40.0%)	*	(11.4%)	自然災害に備え建築等の規制を強化してはどうか	1
					さいたま新都心駅西口は魅力的な地区	1
			公共交通·道路		公共交通(鉄道)を充実させてほしい	6
			1 0	(28.6%)	公共交通(全般)を充実させてほしい	3
					公共交通(バス)を充実させてほしい	1
質の高い都	市経営	営	広報・広聴機能		市民意識調査の調査方法への質問	1
	2	(5.7%)	* 1	(2.9%)		
			ICT		WiーFi環境を整備してほしい	1
			" 1	(2.9%)		
公共施設			スポーツ施設		スポーツができる環境を整備してほしい	2
	2	(5.7%)	7 2	(5.7%)		
その他			選挙		期日前投票を充実させてほしい	1
	1	(2.9%)	1	(2.9%)		
	_	合	· 計			35

5 調査広聴

(1) 市民意識調査(郵送法)

市民意識調査は、経年的に市政全般にわたる市民の満足度や要望を把握し、その調査結果を今後の施策や事業の推進に反映することを目的として、平成19年度から実施しています。

調査は、市内在住者のほか、市内の事業所に協力をいただき、市外から市内へ通 勤する市内在勤者についても対象として行っています。

① 在住者意識調査

・調 査 地 域: さいたま市全域

・調 査 対 象: さいたま市在住の満 18 歳以上の男女

•調査対象数:5,000人

・抽 出 法:住民基本台帳に基づく層化多段無作為抽出

·調 査 方 法:郵送配布·郵送回収法

・調 査 項 目:地域での生活、さいたま市のイメージ、市政との関わり、 市政への満足度・重視度、新型コロナウイルス感染症、 SDGs、今の地域を選んだ理由

② 在勤者意識調査

・調 査 地 域: さいたま市全域の事業所

・調 査 対 象: さいたま市外からさいたま市内の事業所に通勤する満 18 歳以 上の男女

•調査対象数: 2,000 人

・抽 出 法:市内の事業所を無作為に抽出し、事業所を通じて個人への調査を依頼

·調 査 方 法:郵送配布·郵送回収法

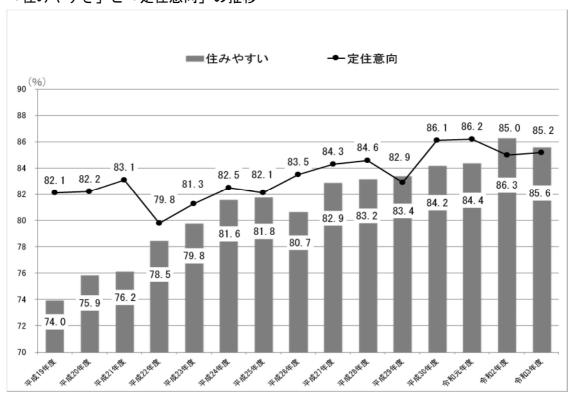
・調 査 項 目:さいたま市のイメージ、市内での活動

③ 年度別実績

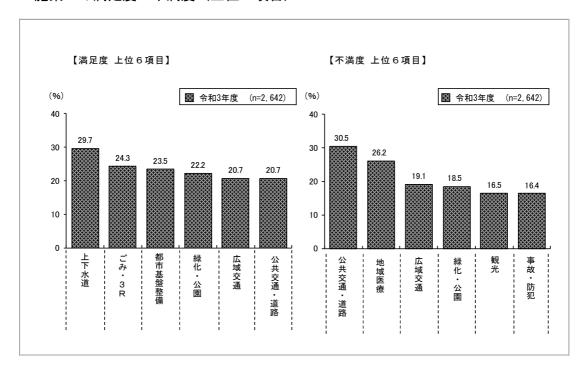
調査種類	対象者数	年度 回答者数		回答率
		平成 29 年度	2, 508 人	50. 2 %
		平成 30 年度	2, 530 人	50.6 %
在住者調査	5, 000 人	令和元年度	2, 552 人	51.0 %
		令和2年度	2, 691 人	53.8 %
		令和3年度	2, 642 人	52. 8 %
	周査 2,000人	平成 29 年度	709 人	35. 5 %
		平成 30 年度	672 人	33.6 %
│ │ 在勤者調査 │		令和元年度	587 人	29. 4 %
		令和2年度	634 人	31. 7 %
		令和3年度	598 人	29.9 %

④ 主な結果

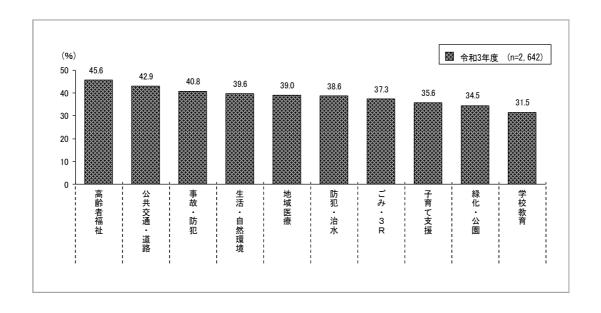
「住みやすさ」と「定住意向」の推移



施策への満足度・不満度(上位6項目)



今後特に重視してほしいと思う施策(上位10項目)



在住者意識調査自由意見

在住者意識調査の回答者に、本市に対する意見や要望を自由記述形式で聞いたところ、766人から 1,227 件の意見等が寄せられました。

大項目	中項目	件数
	(1) 地域活動	4
1 コミュニティ・	(2) 人権尊重	3
人権・多文化共生 (11 件)	(3) 多文化共生等	4
(11)	(4) その他	0
	(1) 地球温暖化対策	4
2 環境	(2) ごみ処理	19
(38件)	(3) 生活環境・自然環境	13
	(4) その他	2
	(1) 健康づくり	2
3 健康・スポーツ	(2) スポーツ	19
(21件)	(3) その他	0
	(1) 学校教育	32
4 教育	(2) 生涯学習	9
(41件)	(3) その他	0
	(1) 事故・防犯	74
5 生活安全	 (2) 消費者	0
(80件)	(3) 生活衛生・食品	0
	(4) その他	6
	(1) 高齢者福祉	28
 6 福祉・医療	(2) 障害者福祉	6
(179件)	(3) 地域医療	123
	(4) その他	22
7 子ども・子育て	(1) 子育て支援	81
(82件)	(2) 青少年	
0 + 114	(3) その他 (1) 文化芸術 - 歴史	7
8 文化 (7件)	(1) 文化芸術・歴史 (2) その他	0
, ,,,,	(1) 都市基盤・広域交通網	58
0 探古ノン・フェ	(2) 都市景観	62
9 都市インフラ (282件)	(3) 公共交通・道路	150
. === 117	(4) 上下水道	8
	(5) その他	4

大項目	中項目	件数			
10 11+44 54 11+	(1) 防災・治水	22			
10 防災・消防 (22 件)	(2) 消防・救急	0			
(22 IT)	(3) その他	0			
	(1) 産業	16			
11 経済・産業	(2) 観光	5			
(23件)	(3) 農業	2			
	(4) その他	0			
	(1) 広報・広聴機能	67			
10 版の古い初末奴労	(2) I C T	20			
12 質の高い都市経営 (185 件)	(3) シティセールス	14			
(100 /	(4) 健全財政	36			
	(5) その他	48			
12 スの州 - 総合	(1) 総合(政策・職員・組織など)	191			
13 その他・総合 (256 件)	(2) 市民意識調査	43			
(200)	(3) その他	22			
合 計 1,					

在勤者意識調査自由意見

在勤者意識調査の回答者に、本市に対する意見や要望を自由記述形式で聞いたところ、102人から146件の意見等が寄せられました。

大項目	中項目	件数
	(1) 地域活動	0
1 コミュニティ・ 人権・多文化共生	(2) 人権尊重	1
(2件)	(3) 多文化共生等	1
	(4) その他	0
	(1) 地球温暖化対策	0
2 環境	(2) ごみ処理	3
(6件)	(3) 生活環境・自然環境	2
	(4) その他	1
0 10 10	(1) 健康づくり	0
3 健康・スポーツ (0件)	(2) スポーツ	0
11,	(3) その他	0
4 教育	(1) 学校教育	1
4 教育 (1件)	(2) 生涯学習	0
	(3) その他	0

	中項目	件数
	(1) 事故・防犯	6
5 生活安全	(2) 消費者	0
(8件)	(3) 生活衛生・食品	0
	(4) その他	2
	(1)高齢者福祉 	1
6 福祉・医療	(2) 障害者福祉	0
(6件)	(3) 地域医療	5
	(4) その他	0
 7 子ども・子育て	(1) 子育て支援	4
(4件)	(2)青少年 	0
	(3) その他	0
8 文化	(1) 文化芸術・歴史	1
(1件)	(2) その他	0
	(1) 都市基盤・広域交通網	14
	(2) 都市景観	7
9 都市インフラ (59件)	(3) 公共交通・道路	34
(39 1+)	(4) 上下水道	1
	(5) その他	3
	(1) 防災・治水	4
10 防災・消防 (4件)		0
('	(3) その他	0
	(1) 産業	6
 11 経済・産業		2
(8件)	(3) 農業	0
	(4) その他	0
	(1) 広報・広聴機能	1
	(2) I C T	3
12 質の高い都市経営 (30件)	(3) シティセールス	5
	(4) 健全財政	0
	(5) その他	21
	(1) 総合(政策・職員・組織など)	7
13 その他・総合 (17件)	(2) 市民意識調査	6
(1/ 1+/	(3) その他	4
	合 計	146

(2) インターネット市民意識調査

インターネット市民意識調査は、郵送による市民意識調査と同様に、市民の満足度や要望を把握し、今後の施策や事業の推進に反映することを目的としており、庁内の調査希望に応じて、タイムリーな事柄についての調査を平成23年度から実施しています。

・調査対象: さいたま市在住の満 18 歳以上の男女の計 1,000 人 (委託業者に登録しているモニター)

内訳として、18~29 歳・30~39 歳・40~49 歳・50~59 歳・60~69 歳の 男女各 100 人

・実施時期:令和3年度は、7月、8月、11月、2月で計4回実施

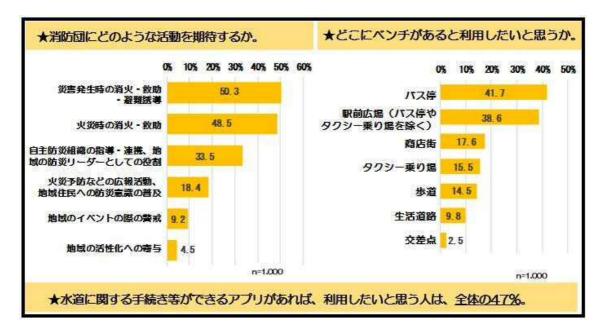
7月調査 計 20 問

さいたま市のテレビ広報番組(広報課)、さいたま市総合振興計画(都市経営戦略部)、民生委員・児童委員(福祉総務課)、消防団(消防団活躍推進室)、ベンチ(道路環境課)、水道に関する手続き・問い合わせ(営業課)

実施 7/2~7/7

結果 8月27日 インターネット上で公表

調査結果(抜粋)



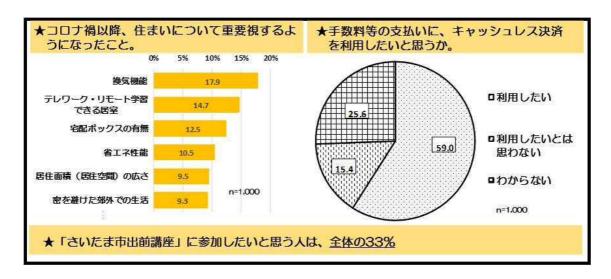
8月調査 計 20 問

新型コロナウイルス感染症や新しい生活様式を踏まえた、今後の住まい方(住宅政策課)、中古住宅(住宅政策課)、キャッシュレス決済(出納課)、アーバンスポーツ(スポーツ政策室)、さいたま市出前講座(広報課)、さいたま市消費生活センターの認知度(消費生活総合センター)

実施 8/6~8/11

結果 9月30日 インターネット上で公表

調査結果(抜粋)



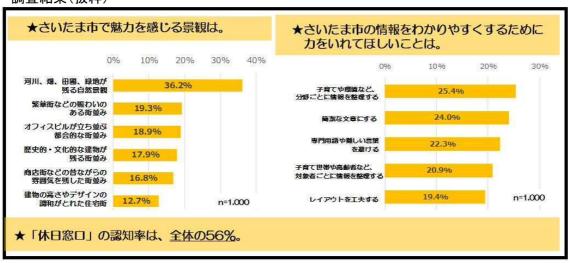
11 月調査 計 20 問

区役所における窓口サービス(区政推進部)、さいたま市の景観(都市計画課)、公園のルール(都市公園課)、がん検診(地域保健支援課)、成年年齢引下げに伴う契約(消費生活総合センター)、さいたま市の情報発信(広報課)

実施 11/5~11/9

結果 12月28日 インターネット上で公表

調査結果(抜粋)



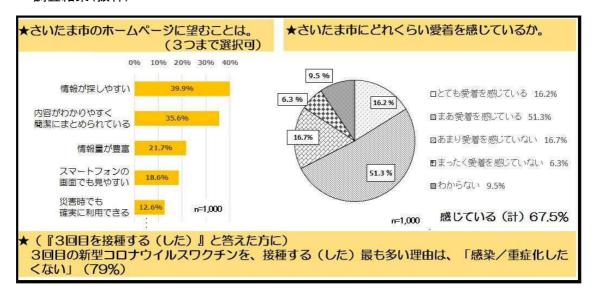
2月調査 計 20 問

市ホームページの利便性(広報課)、さいたま市への愛着(シティセールス推進課)、市議会の広報(秘書総務課)、新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目)(新型コロナワクチン対策室)、食品ロス(資源循環政策課)

実施 2/4~2/8

結果 3月31日 インターネット上で公表

調査結果(抜粋)



6 住民相談

市民の種々の困りごとなどに対して、各種の相談窓口を設けるなど個々のケースに即した適切なアドバイスや回答を行い、市民生活の安定に寄与しています。

(1) 令和3年度実施状況 ※所管課:市民生活安全課

相談	区 分	件数
法律相談(民事一般)	全10区で実施 〇日時:月4回 13:00~17:00 〇相談方法:予約制の面接・電話方式 〇相談員:弁護士	2, 567
法律相談(多重債務)	北区・大宮区・南区で実施 〇日時:月1回 13:00~17:00 〇相談方法:予約制の面接・電話方式 〇相談員:弁護士	56
税務相談	大宮区・中央区・南区で実施 〇日時:月1回・(中央区 隔月1回) 13:30~16:30 〇相談方法:予約制の面接・電話方式 〇相談員:税理士	156
司法書士の登記・法律相談	全10区で実施 〇日時:月1回 13:30~16:30 〇相談方法:予約制の面接・電話方式 〇相談員:司法書士	509
土地家屋調査士の登記相談	大宮区・中央区・浦和区・岩槻区で実施 〇日時:月1回 13:30~16:30 〇相談方法:予約制の面接・電話方式 〇相談員:土地家屋調査士	75
社会保険労務士の年金・保険・労務相談	北区・桜区・浦和区・南区・緑区で実施 〇日時:月1回・(桜区・浦和区・緑区 隔月1回) 13:30~16:30 〇相談方法:予約制の面接・電話方式 〇相談員:社会保険労務士	78
行政書士の相続遺言・内容証明相談	北区・大宮区・中央区・南区・緑区・岩槻区で実施 〇日時:月1回 13:30~16:30 〇相談方法:予約制の面接・電話方式 〇相談員:行政書士	163
行政相談	大宮区・中央区・浦和区・岩槻区で実施 〇日時:月1回 9:00~12:00又は13:30~16:30 〇相談方法:先着順による面接方式 〇相談員:行政相談委員	3
借地・借家相談	大宮区で実施 〇日時:月3回 9:00~12:00 〇相談方法:予約制の面接・電話方式 〇相談員:専門相談員	66
外国人生活相談	大宮区で実施 〇日時:週4回 9:00~12:00 〇相談方法:先着順による面接・電話方式 〇相談員:専門相談員	61
交通事故相談	大宮区で実施 〇日時:月・木曜日 9:00~12:00・13:00~16:00 水曜日 13:00~16:00 (受付15:30まで) 〇相談方法:先着順による面接・電話方式 〇相談員:専門相談員	87
	合計	3, 821

7 パブリック・コメント

市政への市民の参画を促すとともに、市民と行政との協働による透明性の高い公正な市政運営を図るため、パブリック・コメント制度を平成15年度から実施しています。

(1) 年度別実績

項目年度	実施件数	意見提出数	意見項目数	修正項目数	修正率
平成 29 年度	19	230	534	85	15. 9%
平成 30 年度	10	196	403	26	6. 5%
令和元年度	15	186	325	47	14. 5%
令和2年度	31	395	1, 053	164	15. 6%
令和3年度	17	501	872	79	9. 1%

(2) 令和3年度実績

No.	条例・計画等の名称	担当課(名称は当時のもの)	意見提 出件数	意見 項目数	修正項目数
1	さいたま市民憲章(案)	都市経営戦略部	52	85	0
2	桜木駐車場用地活用方針(案)	東日本交流拠点整備課	14	49	3
3	予防接種事業に関する事務に係る「特定 個人情報保護評価書(全項目評価書)」 改訂版(素案)	新型コロナウイル スワクチン対策室	2	2	0
4	第 11 次さいたま市交通安全計画(素案)	市民生活安全課	6	13	2
5	「市民活動の推進」と「市民と行政の協 働の促進」に関する指針(改定版)素案	市民協働推進課	4	7	0
6	人権教育及び人権啓発推進さいたま市 実施計画【令和4~7年度】(素案)	人権政策・男女共 同参画課	3	8	1

7	さいたま市バリアフリー基本構想(改定素案)	交通政策課	11	28	13
8	新庁舎整備等基本構想(素案)	都市経営戦略部	124	268	31
9	さいたま市総合振興計画実施計画(改定案)	都市経営戦略部	234	258	7
10	さいたま市田園環境整備マスタープラン(素案)	農業環境整備課	2	2	0
11	中央区役所周辺の公共施設再編方針 (案)	まちづくり総務課	10	37	5
12	予防接種事業に関する事務に係る「特定 個人情報保護評価書(全項目評価書)」 改訂版(素案)	新型コロナウイル スワクチン対策室	0	0	0
13	さいたま市ゼロカーボンシティ推進戦略(素案)	環境創造政策課	7	20	5
14	(仮称)第2次さいたま市空き家等対策 計画 (素案)	環境創造政策課	4	10	2
15	さいたま市ケアラー支援条例(仮称)の骨子案	福祉総務課	6	37	7
16	さいたま市公衆浴場法施行条例の一部 を改正する条例(骨子案)	生活衛生課	1	1	0
17	さいたま市見沼田圃基本計画アクショ ンプラン(令和4年度~令和8年度)(素 案)	見沼田圃政策推進室	21	47	3
	合 計		501	872	79

(3) パブリック・コメント制度の流れ

条例・計画等の素案の作成

対象となるのは、市の総合的な構想、基本的な方針・計画の策定又は変更や市の基本的な制度を定める条例、市民等に義務を課し・権利を制限する条例等の制定又は改廃などです。

詳しくは、さいたま市パブリック・コメント制度要綱(78ページ) をご覧ください。



条例・計画等の素案と関連資料の公表、市民から意見募集

意見募集期間は、原則として1か月以上です。

条例・計画等の素案と関連資料の公表は、各区役所情報公開コーナー・関連課所・施設等への配置や市のホームページへの掲載等により行います。



市民が意見を提出

郵便(専用封筒があります)や電子メール、FAXで送っていただくか、直接お持ちいただきます。



提出された意見を考慮して条例案・計画等を確定

いただいた意見を整理・集計し、意見を取り入れた修正等を行い、 条例案・計画等を確定します。



提出された意見の概要と市の考え方の公表、策定した条例案・計画等の公表

公表は、各区役所情報公開コーナー・関連課所・施設等への配置や市のホームページへの掲載等により行います。

8 コールセンター

電話、FAX、電子メールにより、市のサービス内容や手続、施設案内やイベント情報などの様々な問合せにお答えする窓口として、「さいたまコールセンター」を平成19年7月1日から開設しています。

平成 25 年 4 月からは、区役所等の代表電話とコールセンターの統合を順次進め、現在は、本庁及び各区役所、南・北部建設事務所の代表電話を統合しています。

受付時間については、電話は午前8時から午後9時まで、電子メール、FAXは24時間、いずれも年中無休です。

<電話番号等>

• 電 話 048-835-3156

• FAX 048-827-8656

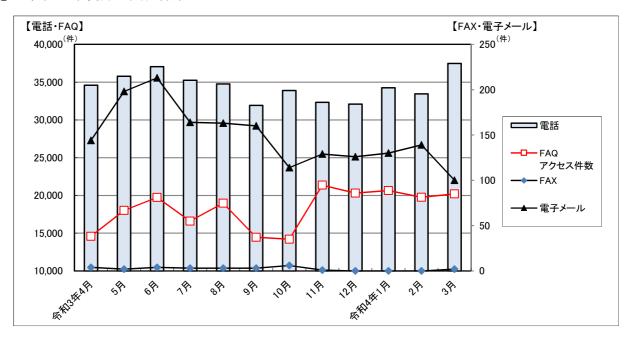
電子メール 市ホームページ「さいたまコールセンター」専用フォームから

(1) 受付件数

① 年度別受付件数

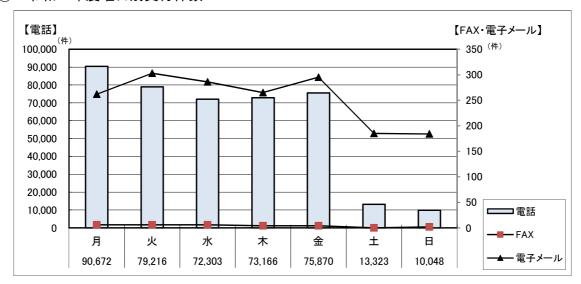
年度	受付件数							
年度	電話	FAX	電子メール	合 計				
平成 29 年度	384, 127	53	1, 567	385, 747				
平成 30 年度	383, 484	32	1, 213	384, 729				
令和元年度	388, 391	23	1, 317	389, 731				
令和2年度	432, 998	37	1, 722	434, 757				
令和3年度	412, 790	28	1, 780	414, 598				

② 令和3年度月別受付件数



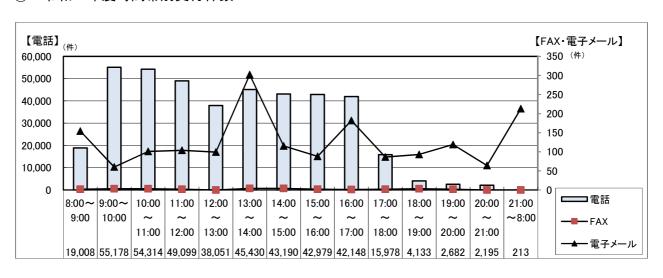
	令和3年 4月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	令和 4 年 1 月	2 月	3 月
受付件数	34, 738	35, 970	37, 261	35, 408	34, 920	32, 091	34, 010	32, 451	32, 223	34, 385	33, 579	37, 562
(内電話)	34, 590	35, 770	37, 044	35, 241	34, 754	31, 928	33, 890	32, 321	32, 097	34, 255	33, 440	37, 460
(内FAX)	4	2	4	3	3	3	6	1	0	0	0	2
(内電子メール)	144	198	213	164	163	160	114	129	126	130	139	100
FAQ アクセス件数	14, 582	18, 015	19, 739	16, 597	18, 964	14, 450	14, 204	21, 362	20, 300	20, 656	19, 747	20, 211

③ 令和3年度曜日別受付件数



	月	火	水	木	金	土	日
受付件数	90, 672	79, 216	72, 303	73, 166	75, 870	13, 323	10, 048
(内電話)	90, 404	78, 907	72, 011	72, 897	75, 571	13, 138	9, 862
(内FAX)	6	6	6	4	4	0	2
(内電子メール)	262	303	286	265	295	185	184

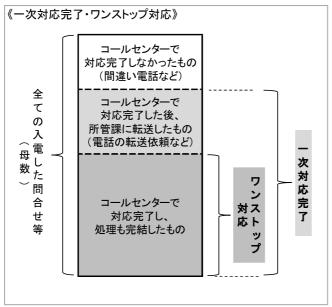
④ 令和3年度時間帯別受付件数

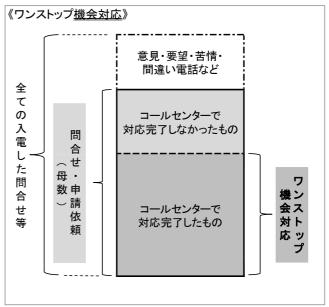


	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00
	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	8:00
受付件数	19, 008	55, 178	54, 314	49, 099	38, 051	45, 430	43, 190	42, 979	42, 148	15, 978	4, 133	2, 682	2, 195	213
(内電話)	18, 852	55, 115	54, 210	48, 993	37, 952	45, 124	43, 071	42, 889	41, 965	15, 890	4, 037	2, 561	2, 131	0
(内 FAX)	2	3	3	2	0	4	4	2	1	2	3	2	0	0
(内メール)	154	60	101	104	99	302	115	88	182	86	93	119	64	213

(2) 令和3年度サービス指標

	指標	説明	実績
	一次対応完了率	コールセンターで対応が完了した件数の割合	99.1 %
コールセンター	ワンストップ対応率	入電した問合せ等にワンストップで対応した件数の割合	62.1 %
番号	ワンストップ機会対応率	問合せや申請依頼にワンストップで対応した件数の割合	72.6 %
	一次対応完了率	 コールセンターで対応が完了した件数の割合	98.9 %
本庁舎代表	ワンストップ対応率	入電した問合せ等にワンストップで対応した件数の割合	39.1 %
番号	ワンストップ機会 対応率	問合せや申請依頼にワンストップで対応した件数の割合	58.9 %
	一次対応完了率	コールセンターで対応が完了した件数の割合	99.0 %
各区代表電話	ワンストップ対応率	入電した問合せ等にワンストップで対応した件数の割合	39.2 %
番号	ワンストップ機会 対応率	問合せや申請依頼にワンストップで対応した件数の割合	61.5 %
	平均応答速度	着信してからオペレーターが応答するまでの平均時間	7.24 秒
<u> </u>	平均応答率	着信にオペレーターが応答した割合	77.1 %
全体	平均通話時間	オペレーターが利用者と通話した平均時間	2分2秒
	市民満足度	市民からみたコールセンターの応対品質(5点満点)	4.95 点





(3) 令和3年度利用者満足度調査結果

コールセンターの応対についてアンケートを実施し、5点満点で評価していた だきました。

① 調査期間

第 1 回 令和 3 年 11 月 4 日 (木) ~ 令和 3 年 12 月 4 日 (土) 第 2 回 令和 4 年 3 月 18 日 (金) ~ 令和 4 年 4 月 29 日 (金)

② 調査方法

コールセンターに電話でお問合せされた方のうち、満足度調査の実施可否を確認した上で、約 400 人の方に対してアンケートを実施しました。

③ 調査結果

	第1回	第2回
5点	380 人	380 人
4	19 人	19 人
3	1人	1人
2	0人	0人
1	0人	0人
合 計	400 人	400 人

平均点 4.95点 4.95点

④ 主な意見

- ・待ち時間も短く、知りたい情報をすぐに教えてもらえた。
- ・色々電話をまわされると思ったが、ワンストップで答えてもらえた。
- ・日曜日なので休みだと思っていたが、疑問が解決してよかった。
- ・不明点がないか等を聞いてくれたのがよかった。
- ・お休みの日にも対応していただきとても助かった。
- ・外国人の私にもわかりやすかった。
- ・質問に対しての案内内容が的確だった。
- 少しわかりづらかった。

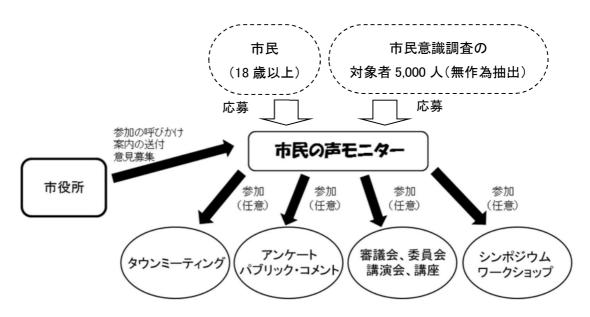
9 市民の声モニター

市民意識調査(郵送法)の対象者 5,000 人を含め、広く市民からモニターを募集し、ご登録いただいた方に、タウンミーティング、審議会、委員会、シンポジウム、ワークショップ、講演会及び講座などの「市民の声」を聴く事業への参加を通じて、市に意見を寄せていただく制度です。

無作為抽出の手法を取り入れ、多くの潜在的な市民の意向を把握して事業に生かすため、平成27年度から実施しています。

平成30年度の登録者から、登録期間を翌々年度の3月末までとしました。

(1) 市民の声モニターのイメージ



(2) 市民の声モニター登録者数

年 度	登録者数
平成 29 年度	135 人
平成 30 年度	239 人
令和元年度	187 人
令和2年度	174 人
令和3年度	321 人

- ※令和2年度まで各年9月1日現在
- ※令和3年度から各年3月31日現在

10 子どもの提案

未来を担う子どもたちから、市のまちづくりに対する提案を聴く機会を設け、子どもたちからの提案を市政に反映することを目的として「子どもの提案」制度を平成 28 年度から実施しています。令和3年度は市立中学校(59 校)及び協力していただける私立中学校(6校)に通う中学生から提案を募集しました。

(1) 令和3年度子どもの提案制度 募集テーマ

No.	テーマ	担当課	意見提出 件数	意見項目数
1	病気にならない、けがをしないためにできることって何だろう?~ 子どもの医療費の制度を守っていくためのアイデアを~	年金医療課	861 件	2, 434 件
2	こんな活動があったら少年消防団 に入団してみたい!	予防課	142 件	119 件
3	「心のバリアフリー」を広めてい くには?	交通政策課	273 件	486 件
4	緑豊かな魅力あるまちになるため には?	みどり推進課	535 件	1, 126 件
	合計		1,811件	4, 165 件

(2) 主な提案概要

No.	テーマ	提案概要
	病気にならない、けがをしな	・十分な睡眠、バランスの良い食事、適度な運
	いためにできることって何	動を心掛ける。
1	だろう?~ 子どもの医療	・ジェネリック医薬品(後発医薬品)に替える。
	費の制度を守っていくため	・家族、学校、地域などで直接声掛けをする。
	のアイデアを ~	
2	こんな活動があったら少年	・少年消防団の体験等を行う。
-	消防団に入団してみたい!	・少年消防団の活動内容等を情報発信する。
3	「心のバリアフリー」を広め	・積極的に声を掛けることが大切だと思う。
3	ていくには?	・一人ひとりの思いやり、行動が必要である。
	緑豊かな魅力あるまちにな	・街に緑のカーテンを作ると良い。
4		・市が栽培キットを配布して、市民が自由に使え
	るためには?	る公共の畑を作ると良い。

参考資料

- さいたま市長への提案制度要綱
- 市長への提案制度「わたしの提案」処理要領
- さいたま市市民の声取扱要綱
- さいたま市タウンミーティング運営要領
- さいたま市パブリック・コメント制度要綱
- 市民の声モニター制度要綱
- 子どもの提案制度要綱

さいたま市長への提案制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、さいたま市長への提案制度(さいたま市長に提出された、市政 に対する提案、意見、要望等をいう。以下「わたしの提案」という。)に関し必要 な事項を定めることにより、市政運営への反映と市民参加意識の促進を図り、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(提出手段)

第2条 わたしの提案の提出手段は、原則として専用の提案用紙(第1号様式)、専用のファクシミリ又は「市民の声Web」から投稿されたものとする。

(専用の提案用紙の配置)

- 第3条 専用の提案用紙は、市役所、区役所、市の主な公共施設等に配置する。 (処理システム)
- 第4条 わたしの提案の処理に当たっては、さいたま市市民の声取扱要綱に基づき、 市民の声データベースシステムを用いて処理するものとする。

(受付)

第5条 わたしの提案は、広聴課において受け付ける。

(回答方法)

- 第6条 受け付けたわたしの提案については、市長の署名入りの文書(第2号様式) 又は当該内容に対し回答を行う課(以下「回答担当課」という。)による面談、電話、文書、電子メール等で、わたしの提案を行った者(以下「提案者」という。) へ回答するものとする。
- 2 回答担当課による提案者への直接の回答(以下「直接回答」という。)は、受け付けたわたしの提案が次の各号のいずれかに該当するとき、行うことができる。
 - (1) 提案者が、直接回答を望んでいるもの
 - (2) 迅速な対応が必要なもの
 - (3) 提案者に対し、詳細な説明が必要となるもの
 - (4) 簡易な回答のもの
 - (5) 市長の署名入りの文書での回答後、同一提案者から趣旨が同様である内容のわたしの提案が寄せられたもの

- (6) 前各号に掲げるもののほか、広聴課長又は回答担当課長が直接回答すると判断したもの
- 3 第1項の規定により回答担当課が文書で直接回答する場合は、回答担当課長名で 行うものとする。ただし、必要に応じ、部長名、局長名等で回答することができ る。
- 4 広聴課長は、わたしの提案が一定の期間に大量に提出され第1項の規定による回答が困難であると認められる場合、回答担当課長と協議の上、回答を市ホームページへ掲載することにより、回答に代えることができる。

(回答基準)

- 第7条 前条第1項の規定にかかわらず、受け付けたわたしの提案が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として回答しないものとする。
 - (1) 回答が不要である旨の記載があるもの
 - (2) 回答が不要である旨の確認がとれたもの
 - (3) 同一提案者から趣旨が同様である内容のわたしの提案が複数回寄せられ、今後、回答しない旨を通告したにもかかわらず、再度わたしの提案があったもの
 - (4) 提案者の住所、氏名、連絡先等が不明確なもの
 - (5) 個人又は団体等を誹謗し、若しくは中傷する内容のもの又は公序良俗に反する 内容のもの
 - (6) 企業等の営利を目的とするもの
 - (7) 宗教に関するもの
 - (8) 提案者と市との間で係争中又は同案件について判決があったもの
 - (9) 提案の趣旨が不明確なもの
 - (10) 提案者が市職員であるもの
 - (11) 学校の授業等の一環として提出されたもの
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、広聴課長又は回答担当課長が回答不要と判断した もの

(処理状況の公表)

第8条 広聴課長は、月毎の統計情報及び提案者への回答内容を随時公表するものと する。 (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
 (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

第1号様式

わたしの提案

12				年	月	B
(〒 −)						
住 所						
ふりがな	年		電	7	N	
氏 名	齡	歳	話	()	
職 1. 会社員 2. 自営業 業 6. その他(3. 公社	务員		4. 学生		5. 無職
※具体的にご意見・ご提案をお書きください。 回答が不要である場合、 右の□に √ を記入してください。						
					5 - 5 - 5 - 5 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	

			renee			
			15555			

						122550000000

【略図】※必要に応じ、略図をお書きください。

この「わたしの提案」は、市民の皆様が「さいたま市」について考えておられること、気付かれたことなどをお寄せいただき、今後の市政の運営に役立たせることで、市政をより身近なものとしていただくために実施しています。

いただきましたご意見やご提案につきましては、担当する部課において対応し、市政への反映に 努めてまいります。

ぜひ、市民の皆様の建設的なご意見、ご提案を、この手紙でお寄せいただきますようお願い申し 上げます。

さいたま市長 清水 勇人

- ●市民の皆様から寄せられた提案などを、個人が特定できないようにしたうえで要旨を市のホームページなどに掲載させていただくことがあります。
- ●個人情報については、適正に管理を行い、他の目的に利用することはありません。
- ●提案に関するお問い合わせは、市長公室秘書広報部広聴課へどうぞ。(電話048-829-1931)

~~	_		⊥ ≁	
-	•,	=	X.X.	ᇁ
70	_	~	₹	ᅪ

様	

年 月 日

さいたま市長

市長への提案制度「わたしの提案」処理要領 (趣旨)

第1条 この要領は、市長への提案制度「わたしの提案」(以下「提案」という。) を迅速かつ正確に処理し、その有効利用を図るため、提案の事務処理について、必 要な事項を定める。

(処理)

- 第2条 広聴課長は、提案を受け付けたときは、提案の内容を所管する課の課長(以下「回答担当課長」という。)に市民の声データベースシステム(以下「データベース」という。)を用い、提案の写しを送付し、対応を依頼するものとする。
- 2 提案の受付の日付は、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる日(以下「閉庁日」という。)以外の日(以下「開庁日」という。)の午後5時15分までに広聴課に届いたものを当日の日付とし、午後5時15分を過ぎて広聴課に届いたものを翌日(その日が閉庁日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い開庁日)の日付とする。
- 3 さいたま市長への提案制度要綱(以下「要綱」という。)第2条に規定する提出 手段以外の方法で提出された文書等のうち、提案を行った者が文書等に「わたしの 提案」と明記している場合、広聴課長は、これを提案として取り扱うことができ る。
- 4 回答担当課長は、送付を受けた提案のうち、要綱第6条第1項の規定により市長の署名入りの文書で回答するものについては、提案に対する市の見解又は対応(以下「回答の方向性」という。)及び回答を作成し、受付の日から7開庁日以内にデータベースにより広聴課長に報告するものとする。ただし、期間内に報告することができない理由があるときは、当該期間を超えて報告することを妨げない。
- 5 広聴課長は、報告された回答の方向性及び回答をもとに、報告を受けた日から3 開庁日以内に回答文書を作成し、市長への報告及び説明を行い、市長の承認及び指示を受けるよう努めるものとする。市長の指示事項がある場合は、当該指示事項を踏まえ、回答担当課長が回答を修正し、データベースに登録する。広聴課長は、登録された回答をもとに、回答文書を修正する。

- 6 広聴課長は、前項で作成した回答文書に市長から署名を受けた後、速やかに提案 者へ送付するものとする。
- 7 回答担当課長は、提案者に対し直接回答するものについては、受付の日から 5 開 庁日以内に回答するよう努めるとともに、データベースに回答内容の登録(文書で 回答した場合は回答文書の写しを添付して登録)を行うものとする。
- 8 回答担当課長は、匿名により回答できないものについては、回答の方向性を受付の日から5開庁日以内にデータベースに登録し、市政運営に反映するよう努めるものとする。
- 9 広聴課長は、前項の規定によりデータベースに回答の方向性を登録する提案を除き、要綱第7条の規定により回答しないものについて、回答担当課長に提案の写しを参考送付するものとする。
- 10 第8項の規定にかかわらず、回答担当課長は、同一年度において趣旨が同様である内容の提案に対する回答の方向性が既にデータベースに登録されている場合、回答の方向性をデータベースに登録しないことができる。この場合において、広聴課長は、回答担当課長に提案の写しを参考送付する。
- 11 広聴課長は、提案内容が本市以外の官公署等に属するもので市が所管する事項 と関係が深いと認められるものについては、市の関連する課(室)所を通じて、関 係官公署等へ回送又は対応を依頼するものとする。ただし、関連する課(室)所が ない場合は、広聴課長から直接、関係官公署等へ回送又は対応を依頼する。
- 12 広聴課長は、第7項から第10項までの規定によりデータベースに登録された 内容を取りまとめ、市長に報告するものとする。

(役割)

- 第3条 さいたま市広報推進責任者設置要綱第1条の規定により置かれる広報推進責任者は、提案の対応に関し、進行管理を行う。
- 2 広聴課長は、回答の方向性及び回答の作成の進捗状況を把握するとともに、回答期限を超えている回答担当課長に対して、状況確認及び催促を行う。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、広聴課長が別に定める。

附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年7月13日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

さいたま市市民の声取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市に様々な手段で寄せられる市民の提案、要望、苦情等(以下「市民の声」という。)を、さいたま市市民の声データベースシステム(以下「データベース」という)により管理するとともに、寄せられた市民の声の公表及び市政への反映に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) データベース 市民の声を一元的に管理するために広聴課が管理及び運用をするシステムで、さいたま市イントラネットに接続する情報端末から職員が入力及び検索をすることができるものをいう。
- (2) 受付担当課 市民の声を受付けた課室等をいう。
- (3) 回答担当課 市民の声に対し回答を行う課室等をいう。
- (4) 個人情報 さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号)第2条 第1号に規定する個人情報をいう。
- (5) 発意者 市に対し、市民の声を寄せた個人又は法人その他の団体の代表者をいう。
- (6) 進捗公開 寄せられた市民の声の対応状況を市のホームページから市民が閲覧できる 状態にすることをいう。
- (7) 庁内公開 市民の声に対する対応完了後、データベースを利用して職員が閲覧及び検索 をすることができる状態にすることをいう。
- (8) 市民公開 市民の声に対する対応完了後、データベースを利用して市のホームページ から市民が閲覧できる状態にすることをいう。

(対象事業等)

- 第3条 市民の声は、次に掲げる事業に区分して管理を行うものとする。
- (1) わたしの提案 さいたま市長への提案制度要綱(平成14年4月1日決裁)に基づき 広聴課が実施する事業
- (2) タウンミーティング 市民の意見を市政に反映することを目的として、市民と市長が 直接対話

するため広聴課が実施する事業

- (3) 市民意識調査 郵送によるアンケート方式により、市政全般にわたる市民の満足度や要望を把握するため広聴課が実施する事業
- (4) 陳情・要望等 団体等から陳情書又は要望書等の形式で提出された案件に対して、対応を行う事業(市議会に提出されたものを除く。)
- (5) 所管課受付対応 陳情・要望等を除き、コールセンターに寄せられた要望を含め、各 課室等が受け付けた市民の声に対し、対応を行う事業
- (6) 子どもの提案 子どもの提案制度要綱(平成28年4月1日決裁)に基づき広聴課が 実施する事業

(役割分担)

- 第4条 広報監は、第1条の目的を達成するため、データベースの運用責任者として総括的に進行管理を行うとともに、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 広聴課長は、広報監の業務を補佐するため、データベースの運用責任補助者として所 要の事務を行う。
- 3 さいたま市広報推進責任者設置要綱(平成13年8月28日決裁)第1条の規定により置かれる広報推進責任者は、データベースの運用に関し、所管事務の範囲内において進行管理を行うとともに、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。ただし、広報推進責任者を置かない局・区においては、局・区長が指名した職員(以下、「指定推進責任者」という。)がその役割を行う。
- 4 課室長は、データベースの運用に関し、所管事務の範囲内において進行管理を行うと ともに、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(閲覧権限者及び閲覧の範囲)

- 第5条 データベースの閲覧権限者及び閲覧範囲は、別表のとおりとする。
- 2 前項に規定する閲覧権限者及び閲覧範囲のデータベースにおける設定は、広聴課長が 行うものとする。
- 3 課室長は、前項の規定により設定された閲覧権限者又は閲覧範囲の変更が必要となったときは、人事異動に伴う場合を除き、広聴課長に依頼するものとする。

(受付担当課)

- 第6条 受付担当課は、市民の声を受け付けたときは、速やかにデータベースに登録する ものとする。ただし、受け付けた市民の声が所管外の事務に係るものである場合又は一 部所管外の事務を含む場合は、関係課が協議し、受付担当課及び回答担当課を決定する ことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、わたしの提案については、広聴課が受付担当課となる。 (登録対象外)
- 第7条 前条第1項の規定にかかわらず、寄せられた市民の声が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市民の声は、登録対象外とする。
- (1) 即時に対応が完了したもの
- (2) 政策形成の過程で市民意見の聴取を行ったもの
- (3) 他の制度により対応が完了するもの
- (4) 市政や区政に関する内容でないもの
- (5) 発意者と市との間で係争中又は同案件について判決があったもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、受付担当課長が登録不要と判断したもの
- 2 前項は、わたしの提案については適用しない。

(回答担当課)

(相互連携)

第8条 回答担当課は、回答内容をデータベースに登録し、回答を行うものとする。ただ し、回答しないこととしたときは、その理由等をデータベースに登録するものとする。

- 第9条 受付担当課と回答担当課とが異なるときは、相互に連絡を行い、処理が円滑に進むよう努めなければならない。
- 2 同一の案件に対し、回答担当課が複数あるときは、関係課で協議して回答の主管課を 定め、回答を取りまとめて行うことができる。

(決裁)

第10条 受付担当課及び回答担当課は、必要に応じ、データベースに入力したデータを活用し、電子文書管理システムにより決裁を行うものとする。この場合において、決裁 区分は各課室長の決するところによるものとする。

(進捗公開)

- 第11条 受付担当課及び回答担当課は、寄せられた市民の声の対応状況(タウンミーティング、市民意識調査及び子どもの提案制度に係る対応状況を除く。)を市のホームページに進捗公開するものとする。ただし、第15条に該当すると判断した場合は、対象外とする。
- 2 進捗公開は、次に掲げる項目について行うものとする。
- (1) 受付日
- (2) 提出方法
- (3) 提出手段
- (4) 提案内容
- (5) 状況

(庁内公開)

- 第12条 回答担当課は、回答が完了した市民の声について、個人情報の保護のために必要な措置を講じた後、庁内公開を行うものとする。なお、庁内公開する期間は3年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、わたしの提案については、広聴課が個人情報の保護のために必要な措置を講じた後、庁内公開を行うものとする。
- 3 庁内公開は、次に掲げる項目について行うものとする。
- (1) 受付 I D
- (2) 受付日
- (3) 受付担当課
- (4) 提案種類
- (5) 市民の声種別
- (6) 受付経路
- (7) タイトル
- (8) 提案概要
- (9) 分野分類
- (10) 庁内公開回答
- (11) 回答担当課

(市民公開)

第13条 回答担当課は、所管課受付対応の市民の声について、また、広聴課は、回答を

行ったわたしの提案については、個人情報の保護のために必要な措置を講じた後、市民 公開を行うものとする。なお、市民公開する期間は1年とする。

- 2 市民公開は、次に掲げる項目について行うものとする。
- (1) 受付日
- (2) 回答担当課
- (3) 公開日
- (4) タイトル
- (5) 提案内容
- (6) 回答
- (7) 分野分類

(公開項目の取扱い)

第14条 庁内公開又は市民公開を行っている項目は、原則として修正することができない。ただし、やむを得ない理由で修正する場合は、回答に補足説明を付記するものとする。

(非公開の基準)

- 第15条 第11条から第13条までの規定にかかわらず、市民の声が次に掲げる場合に 該当するときは、原則として進捗公開、庁内公開及び市民公開は行わないものとする。
- (1) 内容から個人が類推され、又は特定されるおそれがある場合
- (2) 発意者から公開しない旨の申出があった場合
- (3) 誹謗し、若しくは中傷する内容、営利を目的とする内容又は公序良俗に反する内容を含んでいる場合
- (4) 同一の発意者から同一の趣旨で複数回寄せられた案件で、既に公開済みの場合
- (5) 回答を行わないこととした場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受付担当課長又は回答担当課長が公開しないと決定した場合
- 2 前項第5号は、わたしの提案及び所管課受付対応の庁内公開については適用しない。 (反映状況の確認)
- 第16条 広聴課は、市民の声に対する回答後の対応状況を把握するため、市政への反映 状況の確認を行うものとする。

(発意者の個人情報に関する項目の削除)

第17条 広聴課は、データベースに登録された市民の声について、当該市民の声を受け付けた日の属する年度の翌年度の4月1日から5年を経過した後、データベースから発意者の個人情報に関する項目の削除を行う。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第12条の改正(同条を第13条とする改正を除く。)は、平成27年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 陳情・要望等及び所管課受付対応については、この要綱の施行の日から平成26年1 2月31日までの間は、この要綱による改正後の要綱第11条の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附即

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 閲覧権限者及び閲覧の範囲

閲覧者	閲覧範囲	閲覧項目
市長	全て	全て
副市長	さいたま市副市長事務分担規	閲覧範囲に係る全ての
	程(平成 24 年さいたま市訓令	項目
	第 12 号)で定める分担事務に	
	係る案件	
広報推進責任者	広報推進責任者及び指定推進責任	
及び指定推進責	者としての所管事務に係る案件	
任者		
受付担当課	受付担当課としてシステム登録し	
(市長及び副市長を	た案件	
除き当該受付担当課		
の上位職を含む。)		
回答担当課	回答担当課としてシステム登録し	
(市長及び副市長を	た案件	
除き当該回答担当課		
の上位職を含む。)		
運用責任者及び	全て	全て
運用責任補助者		

さいたま市タウンミーティング運営要領

平成22年6月30日 市長公室 広聴課

(目的)

第1条 この要領は、さいたま市タウンミーティングの円滑な運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 タウンミーティングの開催については、別に定める実施概要のとおり行う。

(参加者の心得)

- 第3条 参加者は、タウンミーティングを円滑に進めるために、次に掲げる事項を守らなければ ならない。
 - (1) 会場において、大きな声を出したり、みだりに席を離れることなど他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (2) 会場において、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、通話はしないこと。
 - (3) 会場において、食事又は喫煙をしないこと。
 - (4) 会場において、撮影及び録音等をしないこと。
 - (5) その他、タウンミーティングの円滑な運営の妨害となる行為をしないこと。
 - (6) その他、係員の指示に従うこと。
- 2 参加者が前項の規定を守らないときは、係員はこれを制止し、その命令に従わないときは、 これを退場させることができる。

(傍聴者)

- 第4条 傍聴を希望する者は、受付で、氏名と住所を記入し、係員の指示に従い会場に入場する ものとする。
- 2 傍聴の受付は、開催予定時刻30分前から開催予定時刻までの間、先着順に行い、定員になり次第受付を終了するものとする。なお、同着により定員を超えるときは、同着となった者で 抽選を行い傍聴者を決定する。

(傍聴者の定員)

第5条 傍聴人の定員は、当日の参加者人数の定員数を4で除した数を超えない人数とする。なお、会場の広さ等により、定員を減じることができる。

(傍聴者の心得)

第6条 傍聴者は、タウンミーティングを円滑に進めるために、次に掲げる事項を守らなければ ならない。

- (1) 会場において、大きな声を出したり、みだりに傍聴席を離れることなど他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 会場において、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、通話はしないこと。
- (3) 会場において、食事又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、撮影及び録音等をしないこと。
- (5) その他、タウンミーティングの円滑な運営の妨害となる行為をしないこと。
- (6) その他、係員の指示に従うこと。
- 2 傍聴者が前項の規定を守らないときは、係員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(報道関係者の撮影および録音等の許可)

- 第7条 報道関係者は、取材等のためにタウンミーティングの撮影及び録音等をしようとする ときは、あらかじめ市の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により許可を受けた者は、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は広聴課長が定めるものとする。

附則

- この要領は平成22年6月30日から施行する。
- この要領は平成24年5月9日から施行する。
- この要領は令和3年6月21日から施行する。

さいたま市パブリック・コメント制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度に関し必要な事項を定め、市政への市民の参画を促すとともに、市民と行政との協働による透明性の高い公正な市政運営に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「パブリック・コメント制度」とは、市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の形成過程の情報を公表し、公表した情報に関して提出された市民等の意見及び意見に対する実施機関の考え方を公表することにより、市民等の意見を市の政策等に反映させる制度をいう。
- 2 この要綱において「実施機関」とは、市長その他の執行機関及びさいたま市附属機関 等に関する要綱に定義する附属機関及び協議会等(以下、「審議会等」という。)をいう。 (対象)
- 第3条 パブリック・コメント制度の対象となる市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 市の総合的な構想、計画又は個別行政分野における基本的な方針、計画の策定又は変更
 - (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
 - (3) 市民等に義務を課し又は権利を制限する条例の制定又は改廃(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)
 - (4) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則及び行政指導の指 針の制定又は改廃
 - (5) 大規模な公共事業及び主要な公共施設の基本計画の策定又は変更
 - (6) 市の基本的な方向を定める憲章、宣言の制定又は改廃
 - (7) その他実施機関が特に必要と認めるもの
- 2 次に掲げるものについては、この要綱を適用しない。
 - (1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの
 - (2) 裁量の余地のないもの
 - (3) 法令に意見聴取手続等が定められているもの
 - (4) 相互に密接な関係を有する複数の政策等で、一方でパブリック・コメントを実施しているもの

(案の公表)

- 第4条 実施機関は、政策等の策定に当たっては、適切な時期に政策等の案(以下「案」 という。)を公表しなければならない。
- 2 実施機関は、案の公表に際し、次に掲げる関連資料を併せて公表するよう努めるもの とする。
 - (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景

- (2) 案を立案するに当たって整理した考え方及び論点
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民等が案を理解するために必要な資料 (公表の方法)
- 第5条 実施機関は、案及び関連資料を各区役所の情報公開コーナーに備え付けるととも に、市のホームページに掲載するものとする。
- 2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じて次に掲げる方法を活用し市民等 への周知を図るよう努めるものとする。
 - (1) 市報さいたまへの掲載
 - (2) 報道機関への発表
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法 (意見の提出)
- 第6条 実施機関は、市民等からの意見提出の利便を図るため、提出期間及び提出方法を、 案を公表する際に明示するものとする。
- 2 意見の提出期間は、市民等が意見を提出するために必要な時間を考慮し、原則として 1 か月以上とするよう努めるものとする。
- 3 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が適当と認める 方法とする。
- 4 市民等が意見を提出する場合には、住所、氏名及び連絡先を記載するものとする。 (意見の処理)
- 第7条 実施機関は、市民等から提出された意見を十分に検討のうえ、政策等の策定の意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、市民等から提出された意見の概要及びそれに対する実施機関の考え方を公表する。なお、提出された意見を検討した結果、案を修正した場合には、修正した内容及びその理由を公表するものとする。
- 3 前項の公表の方法については、第5条の規定を準用する。 (手続きの特例)
- 第8条 審議会等は他の市民参加手続きの方法により実施することが適当であると認められるときは、パブリック・コメントに代えて他の市民参加手続きを実施することができる。
- 2 審議会等がパブリック・コメント又は前項の手続きを実施して提出した答申、報告書に基づいて市長その他の執行機関が政策等の策定を行うときは、この要綱に定める手続きの全部又は一部を実施しないことができる。

(要綱の見直し)

第9条 この要綱は、市民意識及び社会状況の変化、運用状況、実施の効果等を勘案し、 必要に応じて見直しを行うものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の要綱は、平成20年4月1日以後に政策等の策定・改廃を行うものから適用し、同日前に政策等の形成過程にあるものについては、なお、従前の要綱による。

市民の声モニター制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、無作為抽出の手法を取り入れ、多くの潜在的な市民の意向を把握するほか、広く市民の意向を把握して事業に生かすため、市民の声モニター(以下「モニター」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(モニターの資格要件)

- 第2条 モニターに応募する資格は、次に掲げる要件のすべてを満たす者(以下「登録対象者」という。)とする。
 - (1) 市内在住の18歳以上の者
 - (2) 市職員でない者

(モニターの募集)

第3条 モニターは、さいたま市民意識調査を通じて無作為抽出された者を含め広く市民から募集する。

(登録申込み)

- 第4条 登録対象者は、モニターの登録を希望するときには、書面又はEメールにより 広聴課長に申込みをするものとする。
- 2 登録対象者は、前項の規定による申込みをする場合には、広聴課長に登録対象者に 関する次の事項を届け出るものとする。
 - (1) モニターの登録を希望する旨
 - (2) 住所
 - (3) 氏名
 - (4) 連絡先のEメールアドレス
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、広聴課長が必要と認める事項

(モニター登録)

第5条 広聴課長は、前条の規定による申込みがあった場合には、登録対象者から届出 を受けた情報をもとに市民の声モニターリストを作成し、全てモニターとして登録す るものとする。

(登録期間及び登録の更新)

第6条 モニターの登録期間は、登録が完了した日から翌々年度の3月末日までとする。 2 モニターから登録期間更新の申出があった場合は、更新を認めるものとする。 (登録の取消し)

- 第7条 広聴課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該モニターの 登録を取り消すものとする。
- (1) 第2条に規定する要件を欠いたとき
- (2) 登録された住所、電子メールアドレスのいずれにも送付物が到着しなくなったとき
- (3) モニターから登録の取消しの申出があったとき
- (4) モニターとしてふさわしくない行為があったとき

(謝礼)

第8条 モニターとしての謝礼は支払わない。

(モニターの利用)

- 第9条 課所等は、広聴機能の充実を目指し、市が主催するタウンミーティング、審議会、委員会、シンポジウム、ワークショップ、講演会及び講座等(以下「講座等」という。)に参加を呼びかけ、今後の事業に市民の意見を取り入れるために、モニターを利用することができる。
- 2 モニターには、市が実施するパブリック・コメントにおいて、意見を求めるための 計画案等を送付することができる。
- 3 モニターには、市が実施するアンケート調査の調査票等を送付することができる。
- 4 モニターには、市政への理解を深め、意見を述べやすくするために必要な市政に関する情報を送付することができる。
- 5 個人情報を保護するために、前各項に掲げる事項以外の目的にモニターを利用して はならない。

(モニターの利用及び報告)

- 第10条 課所等の長は、前条第1項から第4項までの規定によりモニターを利用しようとするときは、市民の声モニター利用申請書(様式第1号)により広聴課長へ申請しなければならない。
- 2 課所等の長は、モニターを利用したときは、市民の声モニター利用報告書(様式第2号)により広聴課長へ報告するものとする。
- 3 課所等の長は、モニターが講座等に参加する場合には、アンケート調査を実施し、 今後の事業に市民の意見を反映するものとする。ただし、課所等の長が、別の方法に より参加者から意見の聴取を行うときは、この限りではない。

(モニターへの案内情報等の送付)

第11条 課所等が、郵送によりモニターに講座等の案内情報、パブリック・コメントの計画案等、アンケート調査の調査票等又は市政に関する情報の送付を希望する場合

には、広聴課がモニターの宛名を打ち出し、課所等に渡すものとする。

2 課所等が、Eメールによりモニターに講座等の案内情報、パブリック・コメントの 計画案等、アンケート調査の調査票等又は市政に関する情報の送付を希望する場合に は、課所等から当該データを広聴課が預かり、広聴課が送信するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、広報監が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

市民の声モニター利用申請書

	年	月	E
広聴課長 宛			
	0000課	(所・室)	長
下記の目的により市民の声モニターの利用を申請します。			
記			
1. 利用目的			
2. 抽出条件			
3. 担当者 <u>課(所・室)名</u>			
氏名			
電話(直通・内線)			

市民の声モニター利用報告書

	年	月	日
広聴課長 宛			
	○○○○課	(所・室)	長
市民の声モニターの利用について、下記のとおり報告しま	す。		
記			
. 講座等の名称			
 利用による効果 今まで参加したことが無い方に参加していただけた。 新たな視点で意見をいただくことができた。 その他(自由に記入してください) 			
3. 担当者 <u>課(所・室)名</u> 氏名			

電話(直通・内線)

子どもの提案制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、未来を担う子ども(18 歳未満の者をいう。以下同 じ。)たちから、市のまちづくりに関する提案を聴く機会(ツール)を 新たに増やすことにより、子どもたちからの提案を市政に反映するこ とを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「子どもの提案」とは、子どもから第4条に 規定する方法により市長に提出された、市が設定したテーマに関する 提案等をいう。

(テーマの選定)

第3条 子どもの提案に係るテーマは、庁内において募集したものの中から、関係所管課(指導1課・子育て支援政策課等をいう。)と協議し、 広聴課長が選定する。

(提案方法)

第4条 子どもの提案は、原則として市内の学校に配置された専用封筒 及び提案用紙を郵送により市に送付することにより行う。

(受付)

第5条 子どもの提案は、広聴課において受け付ける。

(回答方法)

- 第6条 広聴課長は、前条の規定により受け付けた子どもの提案の概要 及び市の見解を各区役所情報公開コーナー及び市ホームページで公表 することをもって回答とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、受け付けた子どもの提案が、次の各号の いずれかに該当するときは、原則として回答を公表しないものとする。
- (1)企業等の営利を目的とするもの
- (2)提案の趣旨が不明確なもの
- (3) テーマから逸脱した内容のもの
- (4)18歳以上の者から提出されたもの
- (5)前各号に掲げるもののほか、広聴課長又はテーマを担当する課所等 の長が回答不要と判断したもの

(市長への報告)

第7条 広聴課長は、前条の規定により回答した提案の概要及び市の見解を市長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広聴課長が別に 定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

市民の声 一令和3年度広聴年報ー

令和4年8月発行

発行・編集 さいたま市 市長公室

秘書広報部 広聴課

〒330−9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

電 話 048-829-1931

FAX 048-825-0665

メール kocho@city.saitama.lg.jp